

制定 平成29年12月13日 原規放発第17121321号 原子力規制委員会決定  
改正 平成30年 3月30日 原規放発第18033017号 原子力規制委員会決定

登録認証機関等に対する立入検査ガイド（原規放発第17121321号（平成29年12月13日原子力規制委員会決定））について次のとおり定める。

平成29年12月13日

原子力規制委員会

登録認証機関等に対する立入検査ガイドの制定について

登録認証機関等に対する立入検査ガイドを別添のとおり定める。

附 則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

# 登録認証機関等に対する 立入検査ガイド

原子力規制委員会

# 目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| はじめに .....                | 1  |
| 第1章 登録認証機関関係 .....        | 2  |
| 第1節 手続 .....              | 2  |
| 第2節 登録の要件等 .....          | 3  |
| 第3節 設計認証等のための審査の義務等 ..... | 6  |
| 第4節 設計認証業務規程 .....        | 10 |
| 第5節 財務諸表等 .....           | 13 |
| 第6節 秘密保持義務等 .....         | 15 |
| 第7節 帳簿 .....              | 16 |
| 第2章 登録検査機関関係 .....        | 17 |
| 第1節 手続 .....              | 17 |
| 第2節 登録の要件等 .....          | 18 |
| 第3節 施設検査等の義務等 .....       | 21 |
| 第4節 検査業務規程 .....          | 24 |
| 第5節 財務諸表等 .....           | 27 |
| 第6節 秘密保持義務等 .....         | 28 |
| 第7節 帳簿 .....              | 29 |
| 第3章 登録定期確認機関関係 .....      | 31 |
| 第1節 手続 .....              | 31 |
| 第2節 登録の要件等 .....          | 32 |
| 第3節 定期確認の義務等 .....        | 35 |
| 第4節 定期確認業務規程 .....        | 37 |
| 第5節 財務諸表等 .....           | 40 |
| 第6節 秘密保持義務等 .....         | 41 |
| 第7節 帳簿 .....              | 42 |
| 第4章 登録運搬物確認機関関係 .....     | 44 |
| 第1節 手続 .....              | 44 |
| 第2節 登録の要件等 .....          | 45 |
| 第3節 運搬物確認の義務等 .....       | 48 |
| 第4節 運搬物確認業務規程 .....       | 50 |
| 第5節 財務諸表等 .....           | 54 |
| 第6節 秘密保持義務等 .....         | 55 |
| 第7節 帳簿 .....              | 56 |

|                  |     |
|------------------|-----|
| 第5章 登録濃度確認機関関係   | 58  |
| 第1節 手続           | 58  |
| 第2節 登録の要件等       | 59  |
| 第3節 濃度確認の義務等     | 62  |
| 第4節 濃度確認業務規程     | 64  |
| 第5節 財務諸表等        | 67  |
| 第6節 秘密保持義務等      | 69  |
| 第7節 帳簿           | 70  |
| 第6章 登録試験機関関係     | 71  |
| 第1節 手続           | 71  |
| 第2節 登録の要件等       | 72  |
| 第3節 試験の実施に係る義務   | 74  |
| 第4節 試験業務規程       | 77  |
| 第5節 財務諸表等        | 82  |
| 第6節 秘密保持義務等      | 83  |
| 第7節 帳簿           | 84  |
| 第7章 登録資格講習機関関係   | 86  |
| 第1節 手続           | 86  |
| 第2節 登録の要件等       | 87  |
| 第3節 資格講習の実施に係る義務 | 89  |
| 第4節 資格講習業務規程     | 90  |
| 第5節 財務諸表等        | 95  |
| 第6節 秘密保持義務等      | 96  |
| 第7節 帳簿           | 97  |
| 第8章 登録定期講習機関関係   | 99  |
| 第1節 手続           | 99  |
| 第2節 登録の要件等       | 100 |
| 第3節 定期講習の実施に係る義務 | 101 |
| 第4節 定期講習業務規程     | 103 |
| 第5節 財務諸表等        | 108 |
| 第6節 帳簿           | 109 |

## はじめに

- ✚ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）においては、平成17年の法改正により、行政の裁量の余地のない形で登録を受けた機関が定型業務を実施する登録機関制度を導入している。同制度において、登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関（以下「登録機関」という。）は、国が一義的に責任を有する検査・確認等の代行業務を担うことから、登録機関には法の目的である放射線障害の防止を担保すること及び法に基づいて公正に業務を実施することを求めている。
- ✚ 原子力規制委員会は、法に基づく規制要求が実施されていることを確認するため、法の施行に必要な限度で、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく立入検査実施要領（平成25年7月3日原子力規制委員会決定、平成30年〇月〇日改正）に基づき、法第43条の2各項の規定に基づく許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者への立入検査及び法第43条の3各項の規定に基づく登録機関への立入検査を実施している。
- ✚ 本ガイドは、登録機関に立入検査を行う原子力規制委員会の職員が、登録機関が①法令に基づく手続を適切に行っていること、②法に定める登録の要件を満たしていること並びに③法令及び法第41条の5等の規定に基づき認可を受けた業務規程又は法第41条の38第1項の規定に基づき届け出た業務規程に基づき登録業務を公正かつ適正に行っていることを確実に確認できるようにするための検査項目を定めるものである。
- ✚ なお、登録埋設確認機関については、当面廃棄物埋設の事業が見込まれてないことから、事業が見込まれた段階で具体的に検査項目を定めることとする。

## 第1章 登録認証機関関係

### 第1節 手続

- ◎ 登録認証機関（以下この章において「登録機関」という。）には、法及び登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号。以下「機関則」という。）に基づき、設計認証業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。また、登録事項を変更しようとするとき、設計認証員若しくは主任設計認証員を変更したとき又は役員を選任及び解任したときに、原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目（以下「検査項目」という。）を定める。

#### i) 設計認証業務規程の変更認可の申請について

- 登録機関には、設計認証業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 設計認証業務規程について、認可を受けた設計認証業務規程の内容と相違がないか。  
（参照条文）
    - 法第41条の5第1項後段
    - 機関則第7条第2項

#### ii) 登録事項の変更について

- 登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項目における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う設計認証業務の内容並びに登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。  
（参照条文）
    - 法第41条第2項第2号から第5号まで及び法第41条の4

- 機関則第6条及び機関則第8条第2号

### iii) 設計認証員又は主任設計認証員の選任及び変更について

- 登録機関には、設計認証員若しくは主任設計認証員（以下「設計認証員等」という。）の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 設計認証等のための審査を行う設計認証員等について、原子力規制委員会に届け出た設計認証員等と相違がないか。

（参照条文）

- 法第41条の8第1項
- 機関則第8条第7号及び機関則第11条

### iv) 役員の選任及び解任について

- 登録機関には、役員の選任及び解任について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないか。

（参照条文）

- 法第41条第1項第3号ロ及びハ
- 機関則第12条

## 第2節 登録の要件等

- ◎ 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。
- ◎ 本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していないこと及び法に定める設計認証員等の条件等の登録の要件に適合していることを確認するための検査項目を定める。

### i) 欠格条項について

- 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。
- 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任

及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 登録機関が法人である場合は、設計認証業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- 法第40条第3号
- 機関則第2条第1号ハ

## ii) 設計認証員の条件及び人数について

- 登録機関は、設計認証等のための審査を行う設計認証員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 設計認証等のための審査を行う設計認証員は、法に定める条件及び設計認証業務規程に定める選任の基準を満たしているか。
- ② 設計認証員の条件が、法第41条第1項第1号ニの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が設計認証業務規程に明記され、かつ、設計認証業務規程に定める当該基準を満たしているか。
- ③ 選任されている設計認証員の人数が3名以上であるか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第1号及び法第41条の8第3項
- 機関則第2条第3号、機関則第8条第7号及び機関則第11条第1項

## iii) 主任設計認証員の条件について

- 登録機関は、設計認証等のための審査の管理を行う専任の主任設計認証員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 設計認証等のための審査の管理を行う主任設計認証員は、法に定める条件及び設計認証業務規程に定める選任の基準を満たしているか。
- ② 主任設計認証員の条件が、法第41条第1項第2号イの「設計認証員の業務に5年以上従事した経験を有する者」に該当する場合は、単に設計認証員に選任されている期間が5年以上となるだけでなく、



機関則第4条第1項に定める設計認証等のための審査業務を5年以上経験した者であるか。

- ③ 主任設計認証員の条件が、法第41条第1項第2号ハの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が設計認証業務規程に明記され、かつ、設計認証業務規程に定める当該基準を満たしているか。
- ④ 専任の主任設計認証員が、設計認証等のための審査の管理を行っているか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第2号及び法第41条の8第3項
- 機関則第2条第3号、機関則第8条第7号及び機関則第11条第1項

#### iv) 利害関係者の関与について

- 登録機関は、利害関係者に支配されていないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録機関が株式会社である場合は、法別表第1に掲げる利害関係者がその親法人となっていないか。
  - ② 登録機関が法人である場合であって、登録の申請、直近の登録の更新申請又は役員を選任及び解任の届出に添付した役員の経歴に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ロ及びハのいずれにも該当していないか。
  - ③ 登録機関が個人である場合であって、登録の申請又は直近の登録の更新申請に添付した履歴書に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ハに該当していないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第3号及び法別表第1
- 機関則第2条第1号ロ及びニ又は同条第2号イ及びハ並びに機関則第12条

#### v) 財務状況について

- 登録機関は、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 直近の財務諸表等（登録機関が登録の申請の日に属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録。以下同じ。）に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務超過の状態になっていないか。

（参照条文）

- 法第41条第1項第4号
- 機関則第2条第1号ホ又は同条第2号ニ

### 第3節 設計認証等のための審査の義務等

- ◎ 登録機関には、法に基づき、設計認証等のための審査を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、設計認証業務規程に、設計認証等のための審査の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び設計認証業務規程に定める業務の実施方法に基づき、設計認証業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 設計認証等のための審査の実施方針に関すること

- 登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、設計認証業務規程に、設計認証等のための審査の実施方針を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行っているか。
  - ② 設計認証等を行うことを拒否するときは、設計認証等を求めた者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知しているか。
  - ③ 検査項目①の「正当な理由」及び検査項目②の「拒否する理由」については、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

（参照条文）

- 法第41条の3第1項

- 機関則第5条及び機関則第8条第3号

ii) 設計認証員等の職務等及び設計認証業務を行う組織に関すること

- 登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、設計認証業務規程に、設計認証員等の職務等及び設計認証業務を行う組織を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 設計認証員等の職務及び責任範囲並びに設計認証業務を行う組織が、設計認証業務規程に定めるとおりとなっているか。  
(参照条文)
    - 機関則第8条第3号

iii) 設計認証及び特定設計認証の審査対象について

- 登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施可能な設計認証及び特定設計認証の審査対象を規定し、設計認証業務規程に、設計認証業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 設計認証をした放射性同位元素装備機器は、法令並びに設計認証業務規程に定める認証の単位及び放射性同位元素の数量の範囲内となっているか。
  - ② 特定設計認証をした放射性同位元素装備機器は、法令並びに設計認証業務規程に定める認証の単位及び放射性同位元素装備機器の種類となっているか。  
(参照条文)
    - 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第11条及び第12条
    - 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第12条第1項第3号の放射性同位元素装備機器を指定する告示（平成17年文部科学省告示第93号）
    - 機関則第8条第3号

#### iv) 設計認証業務の実施方法について

- 登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に設計認証等のための審査に当たって、申請者から提出を求める申請書類の内容等を定めている。また、設計認証業務規程に、設計認証業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 設計認証等のための審査に当たって、申請者から提出された申請書類について、申請書が法令に定めるところにより記載され、かつ、法令及び設計認証業務規程に定める添付書類が含まれているか。
  - ② 申請書及び添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、申請に係る設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）並びに使用、保管及び運搬に関する条件が法に定める技術上の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、法令及び設計認証業務規程に定める対処を行っているか。
  - ③ 検査項目②の「法令及び設計認証業務規程に定める対処」を行った場合、当該対処が公正性の観点で不適当なものとなっていないか。  
（参照条文）
    - 法第12条の2第3項及び第4項
    - 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第14条の2第1項及び第2項
    - 機関則第4条第1項及び機関則第8条第3号

#### v) 設計認証等のための審査項目等について

- 登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に設計認証等のための審査項目等を定めている。また、設計認証業務規程に、設計認証業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 法令及び設計認証業務規程に定めるところにより、放射線障害防止のための機能を有する部分の設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）に係る技術上の基準に適合していることを審査しているか。

- ② 法令及び設計認証業務規程に定めるところにより、使用、保管及び運搬に関する条件に係る技術上の基準に適合していることを審査しているか。
- ③ 装備される放射性同位元素の数量が下限数量の1000倍を超える場合にあっては、①及び②に加え、法令及び設計認証業務規程に定めるところにより、認証の基準に適合していることを審査しているか。

(参照条文)

- 検査項目①については、法第12条の3第1項、法第12条の4第1項、法第41条の3第2項、規則第14条の3第1項、機関則第8条第3号及び設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示（平成17年文部科学省告示第94号）
- 検査項目②については、法第12条の3第1項、法第41条の3第2項、規則第14条の3第2項及び機関則第8条第3号
- 検査項目③については、法第12条の3第1項、法第41条の3第2項、規則第14条の3第3項及び機関則第8条第3号

#### vi) 実地の調査について

- 登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に法第12条の3第2項による実地の調査を行う場合の対応を定めている。また、設計認証業務規程に、設計認証業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 設計認証等のための審査に当たり、必要があると認めるときは、法第12条の4第2項の規定による検査の実施に係る体制について実地の調査を行っているか。
- ② 検査項目①の「必要があると認めるとき」については、必要性の判断基準が明確であり、かつ、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。
- ③ 実地の調査を設計認証員等2名以上によって行っているか。

(参照条文)

- 法第12条の3第2項及び法第12条の4第2項
- 規則第14条の3第4項
- 機関則第8条第3号

#### vii) 設計認証等結果報告書について

- 登録機関には、機関則に基づき、設計認証等のための審査結果を原子力規制委員会に報告することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 設計認証等のための審査結果が、設計認証等結果報告書に正確に記載されているか。  
(参照条文)
    - 機関則第4条第2項及び機関則第8条第3号

#### 第4節 設計認証業務規程

- ◎ 登録機関には、法に基づき、設計認証等のための審査を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われることに加え、設計認証等のための審査の信頼性が確保されるように、設計認証業務規程に、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための具体的な措置及び設計認証等のための審査に関する料金等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び設計認証業務規程に基づき、設計認証業務を公正かつ適正に行っていること及び設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。
- ◎ なお、本節で定める検査項目からは、設計認証業務規程の記載事項のうち、設計認証業務の実施方法及び設計認証業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

#### i) 設計認証業務を行う時間及び休日について

- 登録機関における設計認証業務の実施状態を明らかにするため、設計認証業務規程に、設計認証業務を行う時間及び休日等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 設計認証業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）及び休日は、設計認証業務規程に定めるとおりとなっているか。

- ② 所定の業務時間帯以外又は休日に設計認証業務を行う場合は、設計認証業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 機関則第8条第1号

## ii) 設計認証業務を行う場所について

- 登録機関における設計認証業務の実施状態を明らかにするため、設計認証業務規程に、設計認証業務を行う場所等を定めることとしている。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 設計認証業務を行う事業所の所在地は、設計認証業務規程に定めるとおりとなっているか。
- ② 認証機器製造者等が行っている放射性同位元素装備機器の検査の実施に係る体制について調査を行う場合には、法及び設計認証業務規程に定めるところにより、実地の調査を行っているか。

(参照条文)

- 法第12条の3第2項、法第12条の4第2項及び法第41条第2項第4号
- 機関則第8条第2号

## iii) 設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置について

- 登録機関における設計認証等のための審査の信頼性を確保するため、設計認証業務規程に、継続的に設計認証業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を定めることとしている。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 設計認証業務規程に定める設計認証業務の品質管理の基本方針に基づき、設計認証業務が行われているか。
- ② 設計認証業務規程に定めるところにより、設計認証業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。
  - (1) 設計認証業務の改善を行う者の職務及び組織が、設計認証業務規程に定めるとおりとなっているか。
  - (2) 設計認証業務規程に定めるところにより、設計認証業務の改善について記録されているか。
- ③ 設計認証業務規程に定めるところにより、設計認証業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。

- ④ 設計認証業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティがなされているか。

(参照条文)

- 機関則第8条第4号

#### iv) 設計認証等のための審査に関する手数料の額及びその収納方法について

- 登録機関における設計認証等のための審査の公正性を確保するため、設計認証業務規程に、手数料の額及び具体的な支払い方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 手数料の額は、設計認証業務規程に定めるところと相違がないか。
- ② 手数料の額の設定根拠（算出根拠）について、設計認証業務規程に定めるところと相違がないか。
- ③ 公益法人にあっては、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」（平成23年総務省。以下「総務省勧告」という。）を踏まえて、手数料の額の妥当性の検証、設定根拠（算出根拠）の公開並びに設計認証業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類（支出明細書等）の公開等がなされているか。
- ④ 設計認証業務規程に定めるところにより、手数料の請求及び受領を行っているか。
- ⑤ 設計認証業務規程に定めるところにより、手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第8条第5号

#### v) 認証番号の交付について

- 登録機関が設計認証業務を公正かつ適正に実施するため、設計認証業務規程に、認証番号の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 認証番号の交付の基準が、設計認証業務規程に定めるところとなっているか。
- ② 認証番号の交付（再交付を含む。）の内容及びその方法が、設計認証業務規程に定めるところとなっているか。
- ③ 設計認証業務規程に定めるところにより、設計認証等のための審査



結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告しているか。

(参照条文)

➤ 機関則第8条第6号

vi) 設計認証員等の配置等について

- 登録機関が設計認証等のための審査を公正かつ適正に実施するため、設計認証業務規程に、設計認証員等の配置等に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 設計認証業務規程に定めるところにより、設計認証員等を配置しているか。
  - ② 設計認証業務規程に定める解任の基準に基づき、設計認証員等を解任しているか。

(参照条文)

➤ 機関則第8条第7号

vii) その他設計認証業務の実施に関し必要な事項について

- 登録機関が設計認証業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第8条第1号から第10号までに掲げる設計認証業務規程の記載事項に加えて、記載すべきことがあれば、設計認証業務規程に、登録機関の実態に応じて事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 設計認証業務規程に定めるその他設計認証業務の実施に関し必要な事項について、設計認証業務規程に定めるところとなっているか。

(参照条文)

➤ 機関則第8条第11号

## 第5節 財務諸表等

- ◎ 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務づけている。

- ◎ 本節では、登録機関が法令及び設計認証業務規程に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等請求への対応等を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。

i) 財務諸表等の備付けについて

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 法及び設計認証業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- 機関則第8条第10号

ii) 財務諸表等の閲覧等について

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。
- ② 利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合には、設計認証業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び設計認証業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。
- ③ 利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- 機関則第8条第10号及び機関則第10条

## 第6節 秘密保持義務等

- ◎ 登録機関が、設計認証業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。また、設計認証業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法及び設計認証業務規程に基づき、秘密の保持を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

### i) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

- 登録機関が、設計認証業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 秘密として扱っている情報が、設計認証業務規程に定める秘密情報の定義に合致しているか。
    - ② 秘密情報を取り扱う者が、法及び設計認証業務規程に定める範囲となっているか。
- (参照条文)
- 法第41条の9第1項
  - 機関則第8条第8号

### ii) 秘密を保持するための措置について

- 登録機関が、設計認証業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、設計認証業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 設計認証業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の取得、利用及び管理等が行われているか。
- (参照条文)
- 機関則第8条第8号

## 第7節 帳簿

- ◎ 登録機関には、法に基づき、設計認証業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、設計認証業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び設計認証業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

### i) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

- 登録機関には、法に基づき、設計認証業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 帳簿に法令で定める事項が書面として記載され、かつ、設計認証業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。
    - ② 帳簿及び書類が法令及び設計認証業務規程に定める期間保存されているか。
- (参照条文)
- 法第41条の13
  - 機関則第8条第9号及び機関則第13条

### ii) 帳簿及び書類の管理について

- 登録機関が、作成及び備え付ける一定期間保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、設計認証業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 設計認証業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
    - ② 設計認証業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
    - ③ 設計認証業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的記録についての保管及び廃棄等の管理が行われているか。
- (参照条文)
- 機関則第8条第9号

## 第2章 登録検査機関関係

### 第1節 手続

- ◎ 登録検査機関（以下この章において「登録機関」という。）には、法及び機関則に基づき、検査業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。また、登録事項を変更しようとするとき、検査員若しくは主任検査員を変更したとき又は役員を選任及び解任したときに、原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の16によって準用する法第40条から第41条の14までにおいて登録検査機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

#### i) 検査業務規程の変更認可の申請について

- 登録機関には、検査業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 検査業務規程について、認可を受けた検査業務規程の内容と相違がないか。  
(参照条文)
    - 法第41条の5第1項後段
    - 機関則第21条第2項

#### ii) 登録事項の変更について

- 登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項目における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う検査業務の内容並びに登録を受けた者が検査業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。  
(参照条文)
    - 法第41条第2項第2号から第5号まで及び法第41条の4

- 機関則第20条及び機関則第22条第2号

### iii) 検査員又は主任検査員の選任及び変更について

- 登録機関には、検査員若しくは主任検査員（以下「検査員等」という。）の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 施設検査等を行う検査員等について、原子力規制委員会に届け出た検査員等と相違がないか。  
（参照条文）
    - 法第41条の8第1項
    - 機関則第22条第7号及び機関則第25条

### iv) 役員の選任及び解任について

- 登録機関には、役員の選任及び解任について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないか。  
（参照条文）
    - 法第41条第1項第3号ロ及びハ
    - 機関則第26条

## 第2節 登録の要件等

- ◎ 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。
- ◎ 本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していないこと及び法に定める検査員等の条件等の登録の要件に適合していることを確認するための検査項目を定める。

### i) 欠格条項について

- 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。
- 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任

及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 登録機関が法人である場合は、検査業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- 法第40条第3号
- 機関則第16条第1号ハ

## ii) 検査員の条件及び人数について

- 登録機関は、施設検査又は定期検査（以下「施設検査等」という。）を行う検査員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 施設検査等を行う検査員は、法に定める条件及び検査業務規程に定める選任の基準を満たしているか。
- ② 検査員の条件が、法第41条第1項第1号ニの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が検査業務規程に明記され、かつ、検査業務規程に定める当該基準を満たしているか。
- ③ 選任されている検査員の人数が3名以上であるか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第1号及び法第41条の8第3項
- 機関則第16条第3号、機関則第22条第7号及び機関則第25条第1項

## iii) 主任検査員の条件について

- 登録機関は、施設検査等の管理を行う専任の主任検査員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 施設検査等の管理を行う主任検査員は、法に定める条件及び検査業務規程に定める選任の基準を満たしているか。
  - ② 主任検査員の条件が、法第41条第1項第2号イの「検査員の業務に5年以上従事した経験を有する者」に該当する場合は、単に検査員に選任されている期間が5年以上となるだけでなく、機関則第1

8条第1項に定める施設検査等の業務を5年以上経験した者であるか。

③ 主任検査員の条件が、法第41条第1項第2号ハの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が検査業務規程に明記され、かつ、検査業務規程に定める当該基準を満たしているか。

④ 専任の主任検査員が、施設検査等の管理を行っているか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第2号及び法第41条の8第3項
- 機関則第16条第3号、機関則第22条第7号及び機関則第25条第1項

#### iv) 利害関係者の関与について

- 登録機関は、法に定める利害関係者に支配されていないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

① 登録機関が株式会社である場合は、法別表第2に掲げる利害関係者がその親法人となっていないか。

② 登録機関が法人である場合であって、登録の申請、直近の登録の更新申請又は役員を選任及び解任の届出に添付した役員の経歴に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ロ及びハのいずれにも該当していないか。

③ 登録機関が個人である場合であって、登録の申請又は直近の登録の更新申請に添付した履歴書に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ハに該当していないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第3号及び法別表第2
- 機関則第16条第1号ロ及びニ又は同条第2号イ及びハ並びに機関則第26条

#### v) 財務状況について

- 登録機関は、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。



- ① 直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務超過の状態になっていないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第4号
- 機関則第16条第1号ホ又は同条第2号ニ

### 第3節 施設検査等の義務等

- ◎ 登録機関には、法に基づき、施設検査等を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われるよう、検査業務規程に、施設検査等の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び検査業務規程に定める業務の実施方法に基づき、検査業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 施設検査等の実施方針に関すること

- 登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われるよう、検査業務規程に、施設検査等の実施方針を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 施設検査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、施設検査等を行っているか。
- ② 施設検査等を行うことを拒否するときは、施設検査等を求めた者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知しているか。
- ③ 検査項目①の「正当な理由」及び検査項目②の「拒否する理由」については、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の3第1項
- 機関則第19条及び機関則第22条第3号

#### ii) 検査員等の職務等及び検査業務を行う組織に関すること

- 登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われるよう、検査業務規程に、検査員等の職務等及び検査業務を行う組織を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

① 検査員等の職務及び責任範囲並びに検査業務を行う組織が、検査業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

➤ 機関則第22条第3号

### iii) 施設検査等の対象について

○ 登録機関において検査業務が公正かつ適切に行われるよう、法令に登録機関の検査業務の対象となる放射性同位元素等の数量又は放射線発生装置の種類を規定し、検査業務規程に、検査業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

① 検査業務の対象となる放射性同位元素等の数量又は放射線発生装置は、法令並びに検査業務規程に定める数量又は種類となっているか。

(参照条文)

➤ 法第12条の8第1項及び第2項

➤ 令第13条

➤ 機関則第22条第3号

### iv) 施設検査等の実施方法について

○ 登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に施設検査等に当たって申請者から提出を求める申請書類の内容等を定めている。また、検査業務規程に、検査業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

① 施設検査等に当たって、申請者から提出された申請書類について、申請書が法令に定めるところにより記載され、かつ、法令及び検査業務規程に定める添付書類が含まれているか。

② 施設検査にあつては、申請書及び添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、使用施設等又は廃棄物詰替施設等の設置又は変更が許可又は変更の許可の内容に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、法令及び検査業務規程に定める対処を行っているか。

- ③ 定期検査にあつては、申請書及び添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、使用施設等又は廃棄物詰替施設等が法に定める技術上の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、法令及び検査業務規程に定める対処を行っているか。
- ④ 検査項目②及び③の「法令及び検査業務規程に定める対処」を行った場合、当該対処が公正性の観点で不適当なものとなっていないか。  
(参照条文)
  - 機関則第18条第1項第1号イ又は同項第2号イ、機関則第18条第1項第1号ロ又は第2号ロ及び機関則第22条第3号
  - 規則第14条の14第2項又は規則第14条の15及び規則第14条の17第2項又は規則第14条の18

v) 施設検査等の検査項目等について

- 登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に施設検査等の検査項目等を定めている。また、検査業務規程に、検査業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 法令及び検査業務規程に定めるところにより、検査項目(対象施設)及び検査手法(外観検査、記録検査及び実測等)に基づく、検査を行っているか。

(参照条文)

- 機関則第22条第3号

vi) 施設検査等結果報告書について

- 登録機関には、機関則に基づき、施設検査等の結果を原子力規制委員会に報告することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 施設検査等の結果が、施設検査等結果報告書に正確に記載されているか。

(参照条文)

- 機関則第18条第2項及び機関則第22条第3号

#### 第4節 検査業務規程

- ◎ 登録機関には、法に基づき、施設検査等を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われることに加え、施設検査等の信頼性が確保されるように、検査業務規程に、施設検査等の信頼性を確保するための具体的な措置及び施設検査等に関する料金等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び検査業務規程に基づき、検査業務を公正かつ適正に行っていること及び施設検査等の信頼性を確保するための措置を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。
- ◎ なお、本節で定める検査項目からは、検査業務規程の記載事項のうち、検査業務の実施方法及び検査業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

##### i) 検査業務を行う時間及び休日について

- 登録機関における検査業務の実施状態を明らかにするため、検査業務規程に、検査業務を行う時間及び休日等を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 検査業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）及び休日は、検査業務規程に定めるとおりとなっているか。
    - ② 所定の業務時間帯以外又は休日に検査業務を行う場合は、検査業務規程に定めるとおりとなっているか。
- （参照条文）
- 機関則第22条第1号

##### ii) 検査業務を行う場所について

- 登録機関における検査業務の実施状態を明らかにするため、検査業務規程に、検査業務を行う場所等を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 検査業務を行う事業所の所在地は、検査業務規程に定めるとおりとなっているか。
    - ② 法令及び検査業務規程に定めるところにより、施設検査等の申請に係る事業所等において実地に行っているか。
- （参照条文）
- 法第41条第2項第4号

- 機関則第18条第1項第1号イ及び第2号イ並びに機関則第22条第2号

iii) 施設検査等の信頼性を確保するための措置について

- 登録機関における施設検査等の信頼性を確保するため、検査業務規程に、継続的に検査業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 検査業務規程に定める検査業務の品質管理の基本方針に基づき、検査業務が行われているか。
  - ② 検査業務規程に定めるところにより、検査業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。
    - (1) 検査業務の改善を行う者の職務及び組織が、検査業務規程に定めるところとなっているか。
    - (2) 検査業務規程に定めるところにより、検査業務の改善について記録されているか。
  - ③ 検査業務規程に定めるところにより、検査業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。
  - ④ 検査業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティがなされているか。

(参照条文)

- 機関則第22条第4号

iv) 施設検査等に関する手数料の額及びその収納方法について

- 登録機関における施設検査等の公正性を確保するため、検査業務規程に、手数料の額及び具体的な支払い方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 手数料の額は、検査業務規程に定めるところと相違がないか。
  - ② 手数料の額の設定根拠（算出根拠）について、検査業務規程に定めるところと相違がないか。
  - ③ 公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額の妥当性の検証、設定根拠（算出根拠）の公開並びに検査業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類（支出明細書等）の公開等がなされているか。

④ 検査業務規程に定めるところにより、手数料の請求及び受領を行っているか。

⑤ 検査業務規程に定めるところにより、手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

➤ 機関則第22条第5号

v) 施設検査合格証又は定期検査合格証の交付について

○ 登録機関が検査業務を公正かつ適正に実施するため、検査業務規程に、施設検査合格証又は定期検査合格証認証の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

① 施設検査等の合格の基準が、検査業務規程に定めるところとなっているか。

② 施設検査合格証又は定期検査合格証認証の交付（再交付を含む。）の内容及びその方法が、検査業務規程に定めるところとなっているか。

③ 検査業務規程に定めるところにより、施設検査等の結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告しているか。

(参照条文)

➤ 規則第14条の16及び第14条の19

➤ 機関則第22条第6号

vi) 検査員等の配置等について

○ 登録機関が検査業務を公正かつ適正に実施するため、検査業務規程に、検査員等の配置等に関する事項を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

① 検査業務規程に定めるところにより、検査員等を配置しているか。

② 検査業務規程に定める解任の基準に基づき、検査員等を解任しているか。

(参照条文)

➤ 機関則第22条第7号

vii) その他検査業務の実施に関し必要な事項について

○ 登録機関が検査業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第22条第

1号から第10号までに掲げる検査業務規程の記載事項に加えて、記載すべきことがあれば、検査業務規程に、登録機関の実態に応じて事項を定めることとしている。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 検査業務規程に定めるその他検査業務の実施に関し必要な事項について、検査業務規程に定めるとおりとなっているか。  
(参照条文)
    - 機関則第22条第11号

#### 第5節 財務諸表等

- ◎ 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として  
ることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するた  
めに、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求  
への対応等を義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び検査業務規程に基づき、財務諸表等の備付  
け及び閲覧等請求への対応等を確実にしていることを確認するための  
検査項目を定める。

##### i) 財務諸表等の備付けについて

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として  
いることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明す  
るために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務づけてい  
る。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 法及び検査業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成され、  
5年度分、事務所に備え置かれているか。  
(参照条文)
    - 法第41条の7第1項
    - 機関則第22条第10号

##### ii) 財務諸表等の閲覧等について

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として

いることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務づけている。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。
  - ② 利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合には、検査業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び検査業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。
  - ③ 利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。  
(参照条文)
    - 法第41条の7第2項
    - 機関則第22条第10号及び機関則第24条

#### 第6節 秘密保持義務等

- ◎ 登録機関が、検査業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、検査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。また、検査業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法及び検査業務規程に基づき、秘密の保持を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。

##### i) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

- 登録機関が、検査業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、検査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 秘密として扱っている情報が、検査業務規程に定める秘密情報の定義に合致しているか。



- ② 秘密情報を取り扱う者が、法及び検査業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- 法第41条の9第1項
- 機関則第22条第8号

ii) 秘密を保持するための措置について

- 登録機関が、検査業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、検査業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 検査業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の取得、利用及び管理等が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第22条第8号

## 第7節 帳簿

- ◎ 登録機関には、法に基づき、検査業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、検査業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び検査業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

i) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

- 登録機関には、法に基づき、検査業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 帳簿に法令で定める事項が書面として記載され、かつ、検査業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。

- ② 帳簿及び書類が法令及び検査業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- 法第41条の13
- 機関則第22条第9号及び機関則第27条

ii) 帳簿及び書類の管理について

- 登録機関が、作成及び備え付ける一定期間保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、検査業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 検査業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
- ② 検査業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
- ③ 検査業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的記録についての保管及び廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第22条第9号

### 第3章 登録定期確認機関関係

#### 第1節 手続

- ◎ 登録定期確認機関（以下この章において「登録機関」という。）には、法及び機関則に基づき、定期確認業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。また、登録事項を変更しようとするとき、定期確認員若しくは主任定期確認員を変更したとき又は役員を選任及び解任したときに、原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の18によって準用する法第40条から第41条の14までにおいて登録定期確認機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

#### i) 定期確認業務規程の変更認可の申請について

- 登録機関には、定期確認業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 定期確認業務規程について、認可を受けた定期確認業務規程の内容と相違がないか。  
(参照条文)
    - 法第41条の5第1項後段
    - 機関則第35条第2項

#### ii) 登録事項の変更について

- 登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項目における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う定期確認業務の内容並びに登録を受けた者が定期確認業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条第2項第2号から第5号まで及び法第41条の4
- 機関則第34条及び機関則第36条第2号

iii) 定期確認員又は主任定期確認員の選任及び変更について

- 登録機関には、定期確認員若しくは主任定期確認員（以下「定期確認員等」という。）の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期確認を行う定期確認員等について、原子力規制委員会に届け出た定期確認員等と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の8第1項
- 機関則第36条第7号及び機関則第39条

iv) 役員の選任及び解任について

- 登録機関には、役員の選任及び解任について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第3号ロ及びハ
- 機関則第40条

## 第2節 登録の要件等

- ◎ 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。
- ◎ 本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していないこと及び法に定める定期確認員等の条件等の登録の要件に適合していることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 欠格条項について

- 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。
- 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 登録機関が法人である場合は、定期確認業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- 法第40条第3号
- 機関則第30条第1号ハ

#### ii) 定期確認員の条件及び人数について

- 登録機関は、定期確認を行う定期確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期確認を行う定期確認員は、法に定める条件及び定期確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。
- ② 定期確認員の条件が、法第41条第1項第1号ニの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が定期確認業務規程に明記され、かつ、定期確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。
- ③ 選任されている定期確認員の人数が3名以上であるか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第1号及び法第41条の8第3項
- 機関則第30条第3号、機関則第36条第7号及び機関則第39条第1項

#### iii) 主任定期確認員の条件について

- 登録機関は、定期確認の管理を行う専任の主任定期確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期確認の管理を行う主任定期確認員は、法に定める条件及び定期確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。

- ② 主任定期確認員の条件が、法第41条第1項第2号イの「定期確認員の業務に5年以上従事した経験を有する者」に該当する場合は、単に定期確認員に選任されている期間が5年以上となるだけでなく、機関則第32条に定める定期確認の業務を5年以上経験した者であるか。
- ③ 主任定期確認員の条件が、法第41条第1項第2号ハの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が定期確認業務規程に明記され、かつ、定期確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。
- ④ 専任の主任定期確認員が、定期確認の管理を行っているか。  
(参照条文)
  - 法第41条第1項第2号及び法第41条の8第3項
  - 機関則第30条第3号、機関則第36条第7号及び機関則第39条第1項

#### iv) 利害関係者の関与について

- 登録機関は、法に定める利害関係者に支配されていないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録機関が株式会社である場合は、法別表第2に掲げる利害関係者がその親法人となっていないか。
  - ② 登録機関が法人である場合であって、登録の申請、直近の登録の更新申請又は役員の選任及び解任の届出に添付した役員の経歴に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ロ及びハのいずれにも該当していないか。
  - ③ 登録機関が個人である場合であって、登録の申請又は直近の登録の更新申請に添付した履歴書に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ハに該当していないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第3号及び法別表第2
- 機関則第30条第1号ロ及びニ又は同条第2号イ及びハ並びに機関則第40条

#### v) 財務状況について

- 登録機関は、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要

件に適合していなければならない。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務超過の状態になっていないか。  
(参照条文)
    - 法第41条第1項第4号
    - 機関則第30条第1号ホ又は同条第2号ニ

### 第3節 定期確認の義務等

- ◎ 登録機関には、法に基づき、定期確認を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われるよう、定期確認業務規程に、定期確認の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び定期確認業務規程に定める業務の実施方法に基づき、定期確認業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 定期確認の実施方針に関すること

- 登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われるよう、定期確認業務規程に、定期確認の実施方針を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 定期確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、定期確認を行っているか。
  - ② 定期確認を行うことを拒否するときは、定期確認を求めた者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知しているか。
  - ③ 検査項目①の「正当な理由」及び検査項目②の「拒否する理由」については、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。  
(参照条文)
    - 法第41条の3第1項
    - 機関則第33条及び機関則第36条第3号

#### ii) 定期確認員等の職務等及び定期確認業務を行う組織に関すること

- 登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われるよう、定期確

認業務規程に、定期確認員等の職務等及び定期確認業務を行う組織を定めることとしている。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 定期確認員等の職務及び責任範囲並びに定期確認業務を行う組織が、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。  
(参照条文)
    - 機関則第36条第3号

### iii) 定期確認業務の実施方法について

- 登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に定期確認に当たって申請者から提出を求める申請書類の内容等を定めている。また、定期確認業務規程に、定期確認業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 定期確認に当たって、申請者から提出された申請書類について、申請書が法令に定めるところにより記載され、かつ、法令及び定期確認業務規程に定める添付書類が含まれているか。
  - ② 定期確認に当たって、記録又は帳簿の記載事項に疑義があるときは、法令及び定期確認業務規程に定める対処を行っているか。
  - ③ 検査項目②の「法令及び定期確認業務規程に定める対処」を行った場合、当該対処が公正性の観点で不適当なものとなっていないか。  
(参照条文)
    - 機関則第32条第1項及び機関則第36条第3号
    - 規則第14条の20第2項

### iv) 定期確認の確認項目等について

- 登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に定期確認の確認項目等を定めている。また、定期確認業務規程に、定期確認業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 法令及び定期確認業務規程に定めるところにより、確認項目（法令に基づき確認する項目）及び確認手法（目視、聞き取り及び記録確認等）に基づく確認を行っているか。



(参照条文)

➤ 機関則第36条第3号

v) 定期確認結果報告書について

- 登録機関には、機関則に基づき、定期確認の結果を原子力規制委員会に報告することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

① 定期確認の結果が、定期確認結果報告書に正確に記載されているか。

(参照条文)

➤ 機関則第32条第2項及び機関則第36条第3号

#### 第4節 定期確認業務規程

- ◎ 登録機関には、法に基づき、定期確認を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われることに加え、定期確認の信頼性が確保されるように、定期確認業務規程に、定期確認の信頼性を確保するための具体的な措置及び定期確認に関する料金等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び定期確認業務規程に基づき、定期確認業務を公正かつ適正に行っていること及び定期確認の信頼性を確保するための措置を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。
- ◎ なお、本節で定める検査項目からは、定期確認業務規程の記載事項のうち、定期確認業務の実施方法及び定期確認業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

i) 定期確認業務を行う時間及び休日について

- 登録機関における定期確認業務の実施状態を明らかにするため、定期確認業務規程に、定期確認業務を行う時間及び休日等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

① 定期確認業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）及び休日は、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

- ② 所定の業務時間帯以外又は休日に定期確認業務を行う場合は、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 機関則第36条第1号

ii) 定期確認業務を行う場所について

- 登録機関における定期確認業務の実施状態を明らかにするため、定期確認業務規程に、定期確認業務を行う場所等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期確認業務を行う事業所の所在地は、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
- ② 法令及び定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認の申請に係る事業所等において実地に行っているか。

(参照条文)

- 法第41条第2項第4号
- 機関則第32条第1項第1号及び機関則第36条第2号

iii) 定期確認の信頼性を確保するための措置について

- 登録機関における定期確認の信頼性を確保するため、定期確認業務規程に、継続的に定期確認業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期確認業務規程に定める定期確認業務の品質管理の基本方針に基づき、定期確認業務が行われているか。
- ② 定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。
  - (1) 定期確認業務の改善を行う者の職務及び組織が、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
  - (2) 定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認業務の改善について記録されているか。
- ⑤ 定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。
- ⑥ 定期確認業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティがなされているか。

(参照条文)

➤ 機関則第36条第4号

iv) 定期確認に関する手数料の額及びその収納方法について

- 登録機関における定期確認の公正性を確保するため、定期確認業務規程に、手数料の額及び具体的な支払い方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 手数料の額は、定期確認業務規程に定めるところと相違がないか。
  - ② 手数料の額の設定根拠（算出根拠）について、定期確認業務規程に定めるところと相違がないか。
  - ③ 公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額の妥当性の検証、設定根拠（算出根拠）の公開並びに定期確認業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類（支出明細書等）の公開等がなされているか。
  - ④ 定期確認業務規程に定めるところにより、手数料の請求及び受領を行っているか。
  - ⑤ 定期確認業務規程に定めるところにより、手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

➤ 機関則第36条第5号

v) 定期確認証の交付について

- 登録機関が定期確認業務を公正かつ適正に実施するため、定期確認業務規程に、定期確認証の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 定期確認の基準が、定期確認業務規程に定めるところとなっているか。
  - ② 定期確認証の交付（再交付を含む。）の内容及びその方法が、定期確認業務規程に定めるところとなっているか。
  - ③ 定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認の結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告しているか。

(参照条文)

➤ 規則第14条の21

➤ 機関則第36条第6号

vi) 定期確認員等の配置等について

- 登録機関が定期確認業務を公正かつ適正に実施するため、定期確認業務規程に、定期確認員等の配置等に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認員等を配置しているか。
- ② 定期確認業務規程に定める解任の基準に基づき、定期確認員等を解任しているか。

(参照条文)

➤ 機関則第36条第7号

vii) その他定期確認業務の実施に関し必要な事項について

- 登録機関が定期確認業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第36条第1号から第10号までに掲げる定期確認業務の記載事項に加えて、記載すべきことがあれば、定期確認業務規程に、登録機関の実態に応じて事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期確認業務規程に定めるその他定期確認業務の実施に関し必要な事項について、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

➤ 機関則第36条第11号

## 第5節 財務諸表等

- ◎ 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び定期確認業務規程に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等請求への対応等を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 財務諸表等の備付けについて

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 法及び定期確認業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成され、5年度分、事務所に備え置かれているか。  
(参照条文)
    - 法第41条の7第1項
    - 機関則第36条第10号

#### ii) 財務諸表等の閲覧等について

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。
  - ② 利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合には、定期確認業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び定期確認業務規程に定めるところ、閲覧等の請求に対応しているか。
  - ③ 利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。  
(参照条文)
    - 法第41条の7第2項
    - 機関則第36条第10号及び機関則第38条

#### 第6節 秘密保持義務等

- ◎ 登録機関が、定期確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、定期確認

業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。  
また、定期確認業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。

- ◎ 本節では、登録機関が法及び定期確認業務規程に基づき、秘密の保持を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

i) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

- 登録機関が、定期確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、定期確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 秘密として扱っている情報が、定期確認業務規程に定める秘密情報の定義に合致しているか。
- ② 秘密情報を取り扱う者が、法及び定期確認業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- 法第41条の9第1項
- 機関則第36条第8号

ii) 秘密を保持するための措置について

- 登録機関が、定期確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、定期確認業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期確認業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の取得、利用及び管理等が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第36条第8号

## 第7節 帳簿

- ◎ 登録機関には、法に基づき、定期確認業務に関する帳簿を備え、必要な事

項を記載し、保存することを義務づけている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、定期確認業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

- ◎ 本節では、登録機関が法令及び定期確認業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

i) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

- 登録機関には、法に基づき、定期確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 帳簿に法令で定める事項が書面として記載され、かつ、定期確認業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。
- ② 帳簿及び書類が法令及び定期確認業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- 法第41条の13
- 機関則第36条第9号及び機関則第41条

ii) 帳簿及び書類の管理について

- 登録機関が、作成及び備える一定期間保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、定期確認業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
- ② 定期確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
- ③ 定期確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的記録についての保管及び廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第36条第9号

## 第4章 登録運搬物確認機関関係

### 第1節 手続

- ◎ 登録運搬物確認機関（以下この章において「登録機関」という。）には、法及び機関則に基づき、運搬物確認業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。また、登録事項を変更しようとするとき、運搬物確認員若しくは主任運搬物確認員を変更したとき又は役員を選任及び解任したときに、原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の22によって準用する法第40条から第41条の14までにおいて登録運搬物確認機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

#### i) 運搬物確認業務規程の変更認可の申請について

- 登録機関には、運搬物確認業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 運搬物確認業務規程について、認可を受けた運搬物確認業務規程の内容と相違がないか。  
(参照条文)
    - 法第41条の5第1項後段
    - 機関則第49条第2項

#### ii) 登録事項の変更について

- 登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項目における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う運搬物確認業務の内容並びに登録を受けた者が運搬物確認業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。



(参照条文)

- 法第41条第2項第2号から第5号まで及び法第41条の4
- 機関則第48条及び機関則第50条第2号

iii) 運搬物確認員又は主任運搬物確認員の選任及び変更について

- 登録機関には、運搬物確認員若しくは主任運搬物確認員（以下「運搬物確認員等」という。）の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 運搬物確認を行う運搬物確認員等について、原子力規制委員会に届け出た運搬物確認員等と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の8第1項
- 機関則第50条第7号及び機関則第53条

iv) 役員の選任及び解任について

- 登録機関には、役員の選任及び解任について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第3号ロ及びハ
- 機関則第54条

## 第2節 登録の要件等

- ◎ 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。
- ◎ 本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していないこと及び法に定める運搬物確認員等の条件等の登録の要件に適合していることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 欠格条項について

- 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。
- 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 登録機関が法人である場合は、運搬物確認業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- 法第40条第3号
- 機関則第44条第1号ハ

#### ii) 運搬物確認員の条件及び人数について

- 登録機関は、運搬物確認を行う運搬物確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 運搬物確認を行う運搬物確認員は、法に定める条件及び運搬物確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。
- ② 運搬物確認員の条件が、法第41条第1項第1号ニの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が運搬物確認業務規程に明記され、かつ、運搬物確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。
- ③ 選任されている運搬物確認員の人数が3名以上であるか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第1号及び法第41条の8第3項
- 機関則第44条第3号、機関則第50条第7号及び機関則第53条第1項

#### iii) 主任運搬物確認員の条件について

- 登録機関は、運搬物確認の管理を行う専任の主任運搬物確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 運搬物確認の管理を行う主任運搬物確認員は、法に定める条件及び運搬物確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。

- ② 主任運搬物確認員の条件が、法第41条第1項第2号イの「運搬物確認員の業務に5年以上従事した経験を有する者」に該当する場合は、単に運搬物確認員に選任されている期間が5年以上となるだけでなく、機関則第46条第1項に定める運搬物確認の業務を5年以上経験した者であるか。
- ③ 主任運搬物確認員の条件が、法第41条第1項第2号ハの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が運搬物確認業務規程に明記され、かつ、運搬物確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。
- ④ 専任の主任運搬物確認員が、運搬物確認の管理を行っているか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第2号及び法第41条の8第3項
- 機関則第44条第3号、機関則第50条第7号及び機関則第53条第1項

#### iv) 利害関係者の関与について

- 登録機関は、法に定める利害関係者に支配されていないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 登録機関が株式会社である場合は、法別表第3に掲げる利害関係者がその親法人となっていないか。
- ② 登録機関が法人である場合であって、登録の申請、直近の登録の更新申請又は役員の選任及び解任の届出に添付した役員の経歴に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ロ及びハのいずれにも該当していないか。
- ③ 登録機関が個人である場合であって、登録の申請又は直近の登録の更新申請に添付した履歴書に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ハに該当していないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第3号及び法別表第3
- 機関則第44条第1号ロ及びニ又は同条第2号イ及びハ並びに機関則第54条

#### v) 財務状況について

- 登録機関は、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要

件に適合していなければならない。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務超過の状態になっていないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第4号
- 機関則第44条第1号ホ又は同条第2号ニ

### 第3節 運搬物確認の義務等

◎ 登録機関には、法に基づき、運搬物確認を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われるよう、運搬物確認業務規程に、運搬物確認の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を定めることとしている。

◎ 本節では、登録機関が法令及び運搬物確認業務規程に定める業務の実施方法に基づき運搬物確認業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 運搬物確認の実施方針に関すること

○ 登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われるよう、運搬物確認業務規程に、運搬物確認の実施方針を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 運搬物確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、運搬物確認を行っているか。
- ② 運搬物確認を行うことを拒否するときは、運搬物確認を求めた者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知しているか。
- ③ 検査項目①の「正当な理由」及び検査項目②の「拒否する理由」については、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の3第1項
- 機関則第47条及び機関則第50条第3号

ii) 運搬物確認員等の職務等及び運搬物確認業務を行う組織に関すること

- 登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われるよう、運搬物確認業務規程に、運搬物確認員等の職務等及び運搬物確認業務を行う組織を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 運搬物確認員等の職務及び責任範囲並びに運搬物確認業務を行う組織が、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 機関則第50条第3号

iii) 運搬物確認業務の実施方法について

- 登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に、運搬物確認に当たって申請者から提出を求める申請書類の内容等を定めている。また、運搬物確認業務規程に、運搬物確認業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 運搬物確認に当たって、申請者から提出された申請書類について、申請書が法令に定めるところにより記載され、かつ、法令及び運搬物確認業務規程に定める添付書類が含まれているか。
- ② 1ペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物確認について、機関則第46条第1項第1号本文のただし書きにより同号口に掲げる運搬物確認の方法を省略する場合は、登録運搬物確認規程で定めるところにより省略されているか。
- ③ 1ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬物確認について、機関則第46条第1項第2号口の規定に基づき主任運搬物確認員が特に必要と認めて運搬物の発送場所において実地に行う場合にあっては、必要性の判断基準が明確であり、かつ、公正性の観点で不適當なものとなっていないか。

(参照条文)

- 機関則第46条第1項及び機関則第50条第3号
- 規則第18条の15第4項

iv) 運搬物確認の確認項目等について

- 登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令

に運搬物確認の確認項目等を定めている。また、運搬物確認業務規程に、運搬物確認業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 法令及び運搬物確認業務規程に定めるところにより、確認項目（法令に基づき確認する項目）及び確認手法（運搬物確認申請書及び添付書類の確認並びに運搬物の発送場所における目視及び測定等による確認）に基づく確認を行っているか。  
（参照条文）
    - 機関則第50条第3号

#### vi) 運搬物確認結果報告書について

- 登録機関には、機関則に基づき、運搬物確認の結果を原子力規制委員会に報告することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 運搬物確認の結果が、運搬物確認結果報告書に正確に記載されているか。  
（参照条文）
    - 機関則第46条第2項及び機関則第50条第3号

#### 第4節 運搬物確認業務規程

- ◎ 登録機関には、法に基づき、運搬物確認を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われることに加え、運搬物確認の信頼性が確保されるように、運搬物確認業務規程に、運搬物確認の信頼性を確保するための具体的な措置及び運搬物確認に関する料金等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び運搬物確認業務規程に基づき、運搬物確認業務を公正かつ適正に行っていること及び運搬物確認の信頼性を確保するための措置を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。
- ◎ なお、本節で定める検査項目からは、運搬物確認業務規程の記載事項のうち、運搬物確認業務の実施方法及び運搬物確認業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

i) 運搬物確認業務を行う時間及び休日について

- 登録機関における運搬物確認業務の実施状態を明らかにするため、運搬物確認業務規程に、運搬物確認業務を行う時間及び休日等を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 運搬物確認業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）及び休日は、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
    - ② 所定の業務時間帯以外又は休日に運搬物確認業務を行う場合は、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
- （参照条文）
- 機関則第50条第1号

ii) 運搬物確認業務を行う場所について

- 登録機関における運搬物確認業務の実施状態を明らかにするため、運搬物確認業務規程に、運搬物確認業務を行う場所等を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 運搬物確認業務を行う事業所の所在地は、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
    - ② 法令及び運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認の申請に係る運搬物の発送場所において実地に行っているか。
- （参照条文）
- 法第41条第2項第4号
  - 機関則第46条第1号口及び第2号口並びに機関則第50条第2号

iii) 運搬物確認の信頼性を確保するための措置について

- 登録機関における運搬物確認の信頼性を確保するため、運搬物確認業務規程に、継続的に運搬物確認の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 運搬物確認業務規程に定める運搬物確認業務の品質管理の基本方針に基づき、運搬物確認業務が行われているか。
  - ② 運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認業務の改善

が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 運搬物確認業務の改善を行う者の職務及び組織が、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
- (2) 運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認業務の改善について記録されているか。
- ③ 運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。
- ④ 運搬物確認業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティがなされているか。

(参照条文)

- 機関則第50条第4号

#### iv) 運搬物確認に関する手数料の額及びその収納方法について

- 登録機関における運搬物確認業務の公正性を確保するため、運搬物確認業務規程に、手数料の額及び具体的な支払い方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 手数料の額は、運搬物確認業務規程に定めるところと相違がないか。
  - ② 手数料の額の設定根拠（算出根拠）について、運搬物確認業務規程に定めるところと相違がないか。
  - ③ 公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額の妥当性の検証、設定根拠（算出根拠）の公開並びに運搬物確認業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類（支出明細書等）の公開等がなされているか。
  - ④ 運搬物確認業務規程に定めるところにより、手数料の請求及び受領を行っているか。
  - ⑤ 運搬物確認業務規程に定めるところにより、手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第50条第5号

#### v) 運搬物確認証の交付について

- 登録機関が運搬物確認業務を公正かつ適正に実施するため、運搬物確認業務規程に、運搬物確認証の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。



○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 運搬物確認の基準が、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
- ② 運搬物確認証の交付（再交付を含む。）の内容及びその方法が、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
- ③ 運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認の結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告しているか。

（参照条文）

- 規則第18条の16
- 機関則第50条第6号

#### vi) 運搬物確認員等の配置等について

- 登録機関が運搬物確認業務を公正かつ適正に実施するため、運搬物確認業務規程に、運搬物確認員等の配置等に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認員等を配置しているか。
- ② 運搬物確認業務規程に定める解任の基準に基づき、運搬物確認員等を解任しているか。

（参照条文）

- 機関則第50条第7号

#### vii) その他運搬物確認業務の実施に関し必要な事項について

- 登録機関が運搬物確認業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第50条第1号から第10号までに掲げる運搬物確認業務規程の記載事項に加えて、記載すべきことがあれば、運搬物確認業務規程に、登録機関の実態に応じて事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 運搬物確認業務規程に定めるその他運搬物確認業務の実施に関し必要な事項について、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 機関則第50条第11号

## 第5節 財務諸表等

- ◎ 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として  
いることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明する  
ために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求  
への対応等を義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び運搬物確認業務規程に基づき、財務諸表等  
の備付け及び閲覧等請求への対応等を確実にしていることを確認する  
ための検査項目を定める。

### i) 財務諸表等の備付けについて

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として  
いることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明す  
るために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務づけてい  
る。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 法及び運搬物確認業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作  
成され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- 機関則第50条第10号

### ii) 財務諸表等の閲覧等について

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として  
いることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明す  
るために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを  
義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可  
能となっているか。

- ② 利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合には、運搬物確認業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び運搬物確認業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。
- ③ 利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- 機関則第50条第10号及び機関則第52条

## 第6節 秘密保持義務等

- ◎ 登録機関が、運搬物確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、運搬物確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。また、運搬物確認業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法及び運搬物確認業務規程に基づき、秘密の保持を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。

### i) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

- 登録機関が、運搬物確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、運搬物確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 秘密として扱っている情報が、運搬物確認業務規程に定める秘密情報の定義に合致しているか。
  - ② 秘密情報を取り扱う者が、法及び運搬物確認業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- 法第41条の9第1項
- 機関則第50条第8号

## ii) 秘密を保持するための措置について

- 登録機関が、運搬物確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、運搬物確認業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 運搬物確認業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の取得、利用及び管理等が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第50条第8号

## 第7節 帳簿

- ◎ 登録機関には、法に基づき、運搬物確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、運搬物確認業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び運搬物確認業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

## i) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

- 登録機関には、法に基づき、運搬物確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 帳簿に法令で定める事項が書面として記載され、かつ、運搬物確認業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。

- ② 帳簿及び書類が法令及び運搬物確認業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- 法第41条の13
- 機関則第50条第9号及び機関則第55条

ii) 帳簿及び書類の管理について

- 登録機関が、作成及び備え付ける一定期間保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、運搬物確認業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 運搬物確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
  - ② 運搬物確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
  - ③ 運搬物確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的記録についての保管及び廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第50条第9号

## 第5章 登録濃度確認機関関係

### 第1節 手続

- ◎ 登録濃度確認機関（以下この章において「登録機関」という。）には、法及び機関則に基づき、濃度確認業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。また、登録事項を変更しようとするとき、濃度確認員若しくは主任濃度確認員を変更したとき又は役員を選任及び解任したときに、原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の26によって準用する法第40条から第41条の14までにおいて登録濃度確認機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

#### i) 濃度確認業務規程の変更認可の申請について

- 登録機関には、濃度確認業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 濃度確認業務規程について、認可を受けた濃度確認業務規程の内容と相違がないか。  
(参照条文)
    - 法第41条の5第1項後段
    - 機関則第77条第2項

#### ii) 登録事項の変更について

- 登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項目における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う濃度確認業務の内容並びに登録を受けた者が濃度確認業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条第2項第2号から第5号まで及び法第41条の4
- 機関則第76条及び機関則第78条第2号

iii) 濃度確認員又は主任濃度確認員の選任及び変更について

- 登録機関には、濃度確認員若しくは主任濃度確認員（以下「濃度確認員等」という。）の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 濃度確認を行う濃度確認員等について、原子力規制委員会に届け出た濃度確認員等と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の8第1項
- 機関則第78条第7号及び機関則第81条

iv) 役員の選任及び解任について

- 登録機関には、役員の選任及び解任について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第3号ロ及びハ
- 機関則第82条

## 第2節 登録の要件等

- ◎ 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。
- ◎ 本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していないこと及び法に定める濃度確認員等の条件等の登録の要件に適合していることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 欠格条項について

- 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。
- 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 登録機関が法人である場合は、濃度確認業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- 法第40条第3号
- 機関則第72条第1号ハ

#### ii) 濃度確認員の条件及び人数について

- 登録機関は、濃度確認を行う濃度確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 濃度確認を行う濃度確認員は、法に定める条件及び濃度確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。
- ② 濃度確認員の条件が、法第41条第1項第1号ニの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が濃度確認業務規程に明記され、かつ、濃度確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。
- ③ 選任されている濃度確認員の人数が3名以上であるか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第1号及び法第41条の8第3項
- 機関則第72条第3号、機関則第78条第7号及び機関則第81条第1項

#### iii) 主任濃度確認員の条件について

- 登録機関は、濃度確認の管理を行う専任の主任濃度確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 濃度確認の管理を行う主任濃度確認員は、法に定める条件及び濃度確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。



- ② 主任濃度確認員の条件が、法第41条第1項第2号イの「濃度確認員の業務に5年以上従事した経験を有する者」に該当する場合は、単に濃度確認員に選任されている期間が5年以上となるだけでなく、機関則第74条第1項に定める濃度確認の業務を5年以上経験した者であるか。
- ③ 主任濃度確認員の条件が、法第41条第1項第2号ハの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が濃度確認業務規程に明記され、かつ、濃度確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。
- ④ 専任の主任濃度確認員が、濃度確認の管理を行っているか。  
(参照条文)
  - 法第41条第1項第2号及び法第41条の8第3項
  - 機関則第72条第3号、機関則第78条第7号及び機関則第81条第1項

#### iv) 利害関係者の関与について

- 登録機関は、利害関係者に支配されていないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録機関が株式会社である場合は、法別表第5に掲げる利害関係者がその親法人となっていないか。
  - ② 登録機関が法人である場合であって、登録の申請、直近の登録の更新申請又は役員の選任及び解任の届出に添付した役員の経歴に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ロ及びハのいずれにも該当していないか。
  - ③ 登録機関が個人である場合であって、登録の申請又は直近の登録の更新申請に添付した履歴書に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ハに該当していないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第3号及び法別表第5
- 機関則第72条第1号ロ及びニ又は同条第2号イ及びハ並びに機関則第82条

#### v) 財務状況について

- 登録機関は、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要

件に適合していなければならない。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務超過の状態になっていないか。  
(参照条文)
    - 法第41条第1項第4号
    - 機関則第72条第1号ホ又は同条第2号ニ

### 第3節 濃度確認の義務等

- ◎ 登録機関には、法に基づき、濃度確認を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われるよう、濃度確認業務規程に、濃度確認の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び濃度確認業務規程に定める業務の実施方法に基づき濃度確認業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 濃度確認の実施方針に関すること

- 登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われるよう、濃度確認業務規程に、濃度確認の実施方針を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 濃度確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、濃度確認を行っているか。
  - ② 濃度確認を行うことを拒否するときは、濃度確認を求めた者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知しているか。
  - ③ 検査項目①の「正当な理由」及び検査項目②の「拒否する理由」については、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。  
(参照条文)
    - 法第41条の3第1項
    - 機関則第75条及び機関則第78条第3号

#### ii) 濃度確認員等の職務等及び濃度確認業務を行う組織に関すること

- 登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われるよう、濃度確

認業務規程に、濃度確認員等の職務等及び濃度確認業務を行う組織を定めることとしている。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 濃度確認員等の職務及び責任範囲並びに濃度確認業務を行う組織が、濃度確認業務規程に定めるとおりとなっているか。  
(参照条文)
    - 機関則第78条第3号

### iii) 濃度確認業務の実施方法について

- 登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に濃度確認に当たって申請者から提出を求める申請書類の内容等を定めている。また、濃度確認業務規程に、濃度確認業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 濃度確認に当たって、申請者から提出された申請書類について、申請書が法令に定めるところにより記載され、かつ、法令及び濃度確認業務規程に定める添付書類が含まれているか。
  - ② 申請書及び添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、濃度確認対象物が含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が認可を受けた方法に従い行われたかどうか又は濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度が法に定める基準を超えていないかどうかの判断ができないと認めるときは、法令及び濃度確認業務規程に定める対処を行っているか。
  - ③ 検査項目②の「法令及び濃度確認業務規程に定める対処」を行った場合、当該対処が公正性の観点で不適当なものとなっていないか。  
(参照条文)
    - 規則第29条の3第3項
    - 機関則第74条第1項及び機関則第78条第3号

### iv) 濃度確認の確認項目等について

- 登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に濃度確認の確認項目等を定めている。また、濃度確認業務規程に、濃度確認業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 法令及び濃度確認業務規程に定めるところにより、確認項目（法令に基づき確認する項目）及び確認手法（濃度確認申請書及び添付書類の確認、実地における確認及び記録確認等）に基づく、確認を行っているか。

（参照条文）

- 機関則第78条第3号

#### v) 濃度確認結果報告書について

- 登録機関には、機関則に基づき、濃度確認の結果を原子力規制委員会に報告することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 濃度確認の結果が、濃度確認結果報告書に正確に記載されているか。

（参照条文）

- 機関則第74条第2項及び機関則第78条第3号

### 第4節 濃度確認業務規程

- ◎ 登録機関には、法に基づき、濃度確認を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われることに加え、濃度確認の信頼性が確保されるように、濃度確認業務規程に、濃度確認の信頼性を確保するための具体的な措置及び濃度確認に関する料金等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び濃度確認業務規程に基づき、濃度確認業務を公正かつ適正に行っていること及び濃度確認の信頼性を確保するための措置を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。
- ◎ なお、本節で定める検査項目からは、濃度確認業務規程の記載事項のうち、濃度確認業務の実施方法及び濃度確認業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

#### i) 濃度確認業務を行う時間及び休日について

- 登録機関における濃度確認業務の実施状態を明らかにするため、濃度確認業務規程に、濃度確認業務を行う時間及び休日等を定めることとしている。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 濃度確認業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）及び休日は、濃度確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
    - ② 所定の業務時間帯以外又は休日に濃度確認業務を行う場合は、濃度確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
- （参照条文）
- 機関則第78条第1号

#### ii) 濃度確認業務を行う場所について

- 登録機関における濃度確認業務の実施状態を明らかにするため、濃度確認業務規程に、濃度確認業務を行う場所等を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 濃度確認業務を行う事業所の所在地は、濃度確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
    - ② 法令及び濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認の申請に係る事業所等において実地に行っているか。
- （参照条文）
- 法第41条第2項第4号
  - 機関則第74条第1項第1号及び機関則第78条第2号

#### iii) 濃度確認の信頼性を確保するための措置について

- 登録機関における濃度確認の信頼性を確保するため、濃度確認業務規程に、継続的に濃度確認業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 濃度確認業務規程に定める濃度確認業務の品質管理の基本方針に基づき、設計認証業務が行われているか。
  - ② 濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。
    - (1) 濃度確認業務の改善を行う者の職務及び組織が、濃度確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
    - (2) 濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認業務の改善について記録されているか。
  - ③ 濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認業務上必要な知

識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。

- ④ 濃度確認業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティがなされているか。

(参照条文)

- 機関則第78条第4号

#### iv) 濃度確認に関する手数料の額及びその収納方法について

- 登録機関における濃度確認の公正性を確保するため、濃度確認業務規程に、手数料の額及び具体的な支払い方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 手数料の額は、濃度確認業務規程に定めるところと相違がないか。
- ② 手数料の額の設定根拠（算出根拠）について、濃度確認業務規程に定めるところと相違がないか。
- ③ 公益法人にあつては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額の妥当性の検証、設定根拠（算出根拠）の公開並びに濃度確認業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類（支出明細書等）の公開等がなされているか。
- ④ 濃度確認業務規程に定めるところにより、手数料の請求及び受領を行っているか。
- ⑤ 濃度確認業務規程に定めるところにより、手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第78条第5号

#### v) 濃度確認証の交付について

- 登録機関が濃度確認業務を公正かつ適正に実施するため、濃度確認業務規程に、濃度確認証の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 濃度確認の基準が、濃度確認業務規程に定めるところとなっているか。
- ② 濃度確認証の交付（再交付を含む。）の内容及びその方法が、濃度確認業務規程に定めるところとなっているか。
- ③ 濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認の結果を速やか

に原子力規制庁担当部署に報告しているか。

(参照条文)

➤ 機関則第78条第6号

vi) 濃度確認員等の配置等について

- 登録機関が濃度確認を公正かつ適正に実施するため、濃度確認業務規程に、濃度確認員等の配置等に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認員等を配置しているか。
- ② 濃度確認業務規程に定める解任の基準に基づき、濃度確認員等を解任しているか。

(参照条文)

➤ 機関則第78条第7号

vii) その他濃度確認業務の実施に関し必要な事項について

- 登録機関が濃度確認業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第78条第1号から第10号までに掲げる濃度確認業務規程の記載事項に加えて、記載すべきことがあれば、濃度確認業務規程に、登録機関の実態に応じて事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 濃度確認業務規程に定めるその他濃度確認業務の実施に関し必要な事項について、濃度確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

➤ 機関則第78条第11号

## 第5節 財務諸表等

- ◎ 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び濃度確認業務規程に基づき、財務諸表等の

備付け及び閲覧等請求への対応等を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。

i) 財務諸表等の備付けについて

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 法及び濃度確認業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- 機関則第78条第10号

ii) 財務諸表等の閲覧等について

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。
- ② 利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合には、濃度確認業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び濃度確認業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。
- ③ 利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- 機関則第78条第10号及び機関則第80条



## 第6節 秘密保持義務等

- ◎ 登録機関が、濃度確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、濃度確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。また、濃度確認業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法及び濃度確認業務規程に基づき、秘密の保持を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

### i) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

- 登録機関が、濃度確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、濃度確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 秘密として扱っている情報が、濃度確認業務規程に定める秘密情報の定義に合致しているか。
    - ② 秘密情報を取り扱う者が、法及び濃度確認業務規程に定める範囲となっているか。
- (参照条文)
- 法第41条の9第1項
  - 機関則第78条第8号

### ii) 秘密を保持するための措置について

- 登録機関が、濃度確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、濃度確認業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 濃度確認業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の取得、利用及び管理等が行われているか。
- (参照条文)
- 機関則第78条第8号

## 第7節 帳簿

- ◎ 登録機関には、法に基づき、濃度確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、濃度確認業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び濃度確認業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

### i) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

- 登録機関には、法に基づき、濃度確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 帳簿に法令で定める事項が書面として記載され、かつ、濃度確認業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。
    - ② 帳簿及び書類が法令及び濃度確認業務規程に定める期間保存されているか。
- (参照条文)
- 法第41条の13
  - 機関則第78条第9号及び機関則第83条

### ii) 帳簿及び書類の管理について

- 登録機関が、作成及び備え付ける一定期間保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、濃度確認業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 濃度確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
    - ② 濃度確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
    - ③ 濃度確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的記録についての保管及び廃棄等の管理が行われているか。
- (参照条文)
- 機関則第78条第9号

## 第6章 登録試験機関関係

### 第1節 手続

- ◎ 登録試験機関（以下この章において「登録機関」という。）には、法及び機関則に基づき、試験業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。また、登録事項を変更しようとするとき又は試験委員を変更したときに、原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の30によって準用する法第40条、第41条第2項、第41条の2及び第41条の4から第41条の14までにおいて登録試験機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

#### i) 試験業務規程の変更認可の申請について

- 登録機関には、試験業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 試験業務規程について、認可を受けた試験業務規程の内容と相違がないか。  
(参照条文)
    - 法第41条の5第1項後段
    - 機関則第91条第2項

#### ii) 登録事項の変更について

- 登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項目における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う試験業務の内容並びに登録を受けた者が試験業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。  
(参照条文)
    - 法第41条第2項第2号から第5号及び法第41条の4

- 機関則第90条及び機関則第92条第2号

### iii) 試験委員の選任及び変更について

- 登録機関には、試験委員の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 試験委員について、原子力規制委員会に届け出た試験委員と相違がないか。
- ② 試験委員の担当する試験の課目について、原子力規制委員会に届け出た課目と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の8第1項
- 機関則第92条第9号及び機関則第95条

## 第2節 登録の要件等

- ◎ 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。
- ◎ 本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していないこと及び法に定める試験委員の条件等の登録の要件に適合していることを確認するための検査項目を定める。

### i) 欠格条項について

- 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。
- 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 登録機関が法人である場合は、試験業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- 法第40条第3号
- 機関則第86条第1号ハ

## ii) 試験の種類に応じた課目について

- 登録機関は、試験の種類に応じて法に定める課目について試験を行うことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 規則別表第2の上欄に掲げる試験の種類に応じ同表下欄に掲げる課目について、試験を行っているか。

(参照条文)

- 法第35条第7項及び法第41条の28第1号
- 規則第31条の2及び規則別表第2

## iii) 試験委員の条件について

- 登録機関は、試験委員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 試験委員は、法に定める条件及び試験業務規程に定める選任の基準を満たしているか。
- ② 試験委員の条件が法第41条の28第2号ハの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が試験業務規程に明記され、かつ、試験業務規程に定める当該基準を満たしているか。
- ③ 問題の作成及び受験者が放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定を行う試験委員の人数が20名以上であるか。

(参照条文)

- 法第41条の8第3項及び法第41条の28第2号
- 機関則第86条第4号、機関則第92条第9号及び機関則第95条第1項

## iv) 試験業務の信頼性の確保のための専任の管理者等について

- 登録機関は、試験業務の信頼性の確保のための専任の管理者等を置くことが登録の要件とされている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 機関則第86条第5号の書類に基づき、試験業務の信頼性の確保のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれているか。

② 専任の管理者が、試験業務の信頼性の確保のための措置を講じているか。

③ 専任の部門が、試験業務の管理を行っているか。

(参照条文)

➤ 法第41条の28第3号

➤ 機関則第86条第5号

#### v) 財務状況について

○ 登録機関は、法に基づき、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

① 直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務超過の状態になっていないか。

(参照条文)

➤ 法第41条の28第4号

➤ 機関則第86条第1号ニ又は同条第2号ハ

### 第3節 試験の実施に係る義務

◎ 登録機関には、法に基づき、試験を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、試験業務規程に、試験の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を定めることとしている。

◎ 本節では、登録機関が法令及び試験業務規程に定める業務の実施方法に基づき、試験業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 試験の実施方針に関すること

○ 登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、試験業務規程に、試験の実施方針等を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。なお、以下の検査項目に加えて、試験業務規程に定める試験の実施方針に基づき試験業務を公正かつ適正に行っているかについては、他の検査項目の検査結果を踏まえて、総合的に検査する。

- ① 法令及び試験業務規程に定めるところにより、試験に備えるための講義、講習、公開模擬学力試験その他の学力の教授に関する業務を実施していないか。

(参照条文)

- 機関則第 8 8 条第 5 号及び機関則第 9 2 条第 3 号

## ii) 試験委員等の職務等及び試験業務を行う組織に関すること

- 登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、試験業務規程に、試験委員等の職務等及び試験業務の信頼性を確保するための専任の管理部門並びに試験業務を行う組織を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 試験委員、試験業務の信頼性を確保するための専任の管理者、試験業務に携わる役員及び職員の職務と責任範囲並びに試験業務を行う組織（試験業務の管理を行う専任の部門を含む。）が、法及び試験業務規程に定めるところとなっているか。
- ② 試験問題の作成及び試験を受けようとする者が放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定を試験委員が行うに当たって、必要な事項を審議するための会議体を設けている場合には、その位置付け、審議事項の範囲及び構成員等が試験業務規程に定めるところとなっているか。また、会議体の審議内容等は、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第 4 1 条の 2 8 第 2 号及び第 3 号並びに法第 4 1 条の 2 9 第 1 項
- 機関則第 8 6 条第 5 号、機関則第 8 8 条第 2 号及び機関則第 9 2 条第 3 号

## iii) 試験の実施回数について

- 登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施すべき試験の回数を定めている。また、試験業務規程に、試験業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
- ① 試験の実施回数は、法令及び試験業務規程に定めるところとなっているか。

(参照条文)

- 規則第34条
- 機関則第92条第3号

iv) 試験の種類ごとの課目について

- 登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施すべき試験の種類ごとの課目を定めている。また、試験業務規程に、試験業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 試験の課目は、法令及び試験業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 法第35条第7項
- 規則第31条の2及び規則別表第2
- 機関則第92条第3号

v) 試験を実施する日時及び場所等の連絡について

- 登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、試験業務規程に、試験を実施する日時、場所等試験を実施するに当たって、必要な事項を原子力規制委員会に連絡する旨を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 試験業務規程に定めるところにより、試験を実施する日時、場所その他試験を実施するに当たって必要な事項を原子力規制委員会に連絡しているか。

(参照条文)

- 機関則第92条第3号

vi) 試験結果報告書について

- 登録機関には、機関則に基づき、試験の結果を原子力規制委員会に報告することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。



- ① 試験の種類別に、試験の結果が試験結果報告書に正確に記載されているか。

(参照条文)

- 機関則第89条第2項及び機関則第92条第3号

#### 第4節 試験業務規程

- ◎ 登録機関には、法に基づき、試験を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われることに加え、試験業務の信頼性が確保されるように、試験業務規程に、試験業務の信頼性を確保するための具体的な措置及び試験に関する料金等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び試験業務規程に基づき、試験業務を公正かつ適正に行っていること及び試験業務の信頼性を確保するための措置を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。
- ◎ なお、本節で定める検査項目からは、試験業務規程の記載事項のうち、試験業務の実施方法及び試験業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

##### i) 試験業務を行う時間及び休日について

- 登録機関における試験業務の実施状態を明らかにするため、試験業務規程に、試験業務を行う時間及び休日等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 試験業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）及び休日は、試験業務規程に定めるとおりとなっているか。
  - ② 所定の業務時間帯以外又は休日に試験業務を行う場合は、試験業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 機関則第92条第1号

##### ii) 試験業務を行う場所及び試験地について

- 登録機関における試験業務の実施状態を明らかにするため、試験業務規程に、試験業務を行う場所及び試験地等を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 試験業務を行う事業所の所在地及び試験地は、試験業務規程に定めるとおりとなっているか。
- ② 試験業務規程に定めるところにより、試験地を選定しているか。また、試験地の選定方法は、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第41条第2項第4号
- 機関則第92条第2号

iii) 試験業務の信頼性を確保するための措置について

○ 登録機関における試験業務の信頼性を確保するため、試験業務規程に、試験業務の管理に関する文書を作成すること、試験業務の管理を行う専任の部門を置き、継続的に試験業務の品質を維持し、改善すること及び試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること等を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 試験業務規程に定める試験業務の品質管理の基本方針に基づき、試験業務が行われているか。
- ② 法令及び試験業務規程に定めるところにより、試験業務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成され、かつ、当該文書に基づき試験業務の管理が行われているか。
- ③ 試験業務規程に定めるところにより、試験業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。
  - (1) 試験問題が法に定める試験の目的と相違がないこと並びに公正及び適正な内容であることについての検証が行われ、かつ、その検証の結果が試験にフィードバックされているか。
  - (2) 試験業務の改善を行う者の職務及び組織（試験業務の管理を行う専任の部門を含む。）が、試験業務規程に定めるところとなっているか。
  - (3) 試験業務規程に定めるところにより、試験業務の改善について記録されているか。
- ④ 試験業務規程に定めるところにより、試験業務上必要な知識の習得

及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。

- ⑤ 試験業務規程に定める不正行為の定義に基づき、試験業務規程に定める試験に関する不正行為を防止するための措置を講じているか。また、不正行為の定義及び不正行為を防止するための措置は、公正性の観点で不適當なものとなっていないか。
- ⑥ 試験業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティがなされているか。

(参照条文)

- 法第41条の29第1項
- 機関則第88条第1号から第3号まで及び機関則第92条第4号

#### iv) 試験の受験の申込みについて

- 登録機関が試験業務を公正かつ適正に実施するため、試験業務規程に、試験を受けようとする者による試験の申込みに関する具体的な手続を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 法令及び試験業務規程に定めるところにより、試験を受けようとする者から放射線取扱主任者試験受験申込書及び試験を受けようとする者の写真の提出を受け、かつ、それらの内容を確認しているか。
- ② 試験業務規程に定めるところにより受験案内を作成し、かつ、試験業務規程に定めるところにより受験案内及び受験申込書を配布しているか。
- ③ 試験業務規程に定めるところにより、受験申込者への受験票の送付（再送付を含む。）を行っているか。

(参照条文)

- 法第35条第9項
- 規則第35条
- 機関則第92条第5号

#### v) 試験の受験手数料の額及びその収納方法について

- 登録機関における試験の公正性を確保するため、試験業務規程に、受験手数料の額及び具体的な支払い方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
- ① 受験手数料の額は、試験業務規程に定めるところと相違がないか。

- ② 受験手数料の額の設定根拠（算出根拠）について、試験業務規程に定めるところと相違がないか。
- ③ 公益法人にあつては、総務省勧告を踏まえて、受験手数料の額の妥当性の検証、設定根拠（算出根拠）の公開並びに試験業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類（支出明細書等）の公開等がなされているか。
- ④ 試験業務規程に定めるところにより、受験手数料の請求及び受領を行っているか。
- ⑤ 試験業務規程に定めるところにより、受験手数料の返還が行われているか。

（参照条文）

- 機関則第92条第6号

#### vi) 試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法について

- 登録機関が試験の問題の作成を公正かつ適正に実施し、かつ、試験の合否判定を公正に実施するため、試験業務規程に、これらの具体的な方法等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 試験の問題作成及び試験の合否判定を行う組織並びに試験委員の職務が、試験業務規程に定めるところとなっているか。
  - ② 試験の問題作成並びに試験の合否判定の方針、基準及び方法が、試験業務規程に定めるところとなっているか。また、その内容は、公正性の観点で不適當なものとなっていないか。
  - ③ 試験を受験しなかった者及び不合格となった者に対して、試験業務規程に定めるところに対応しているか。また、その対応は、公正性の観点で不適當なものとなっていないか。

（参照条文）

- 法第41条の28第2号
- 機関則第92条第7号

#### vii) 終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表について

- 登録機関が終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表を公正かつ適正に実施するため、試験業務規程に、これらの具体的な方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 試験業務規程に定めるところにより、終了した試験の問題及び試験の合格基準を公表しているか。

(参照条文)

- 法第41条の29第1項
- 機関則第88条第4号及び機関則第92条第8号

**viii) 試験委員の配置等について**

- 登録機関が試験業務を公正かつ適正に実施するため、試験業務規程に、試験の課目ごとの試験委員の配置等に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 法及び試験業務規程に定めるところにより試験委員の人数を確保し、かつ、試験業務規程に定めるところにより試験の課目ごとに試験委員を配置しているか。
- ② 試験業務規程に定める解任の基準に基づき、試験委員を解任しているか。

(参照条文)

- 法第41条の28第1項第2号及び機関則第92条第9号

**ix) 不正受験者の処分に関する事項**

- 登録機関が試験業務を公正かつ適正に実施するため、試験業務規程に、不正受験者に対する具体的な処分内容等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 試験業務規程に定める不正受験の定義に基づき、不正受験者への処分を行っているか。
- ② 不正受験者への処分内容は、試験業務規程に定めるところとなっているか。
- ③ 不正受験の定義及び不正受験者への処分内容は、公正性の観点で不適當なものとなっていないか。

(参照条文)

- 機関則第92条第11号

**x) その他試験業務の実施に関し必要な事項について**

- 登録機関が試験業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第92条第1号から第13号までに掲げる記載事項に加えて、記載すべきことがあれば、試験業務規程に、登録機関の実態に応じて事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 試験業務規程に定めるその他試験業務の実施に関し必要な事項について、試験業務規程に定めるとおりとなっているか。  
(参照条文)
    - 機関則第92条第14号

#### 第5節 財務諸表等

- ◎ 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていくことから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び試験業務規程に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等請求への対応等を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。

##### i) 財務諸表等の備付けについて

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていくことから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 法及び試験業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- 機関則第92条第13号

##### ii) 財務諸表等の閲覧等について

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。
  - ② 利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合には、試験業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び試験業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。
  - ③ 利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。
 (参照条文)
  - 法第41条の7第2項
  - 機関則第92条第13号及び機関則第94条

## 第6節 秘密保持義務等

- ◎ 登録機関が、試験業務において取り扱う情報には、試験を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。また、登録機関が法に基づき、秘密を保持するため、試験業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法及び試験業務規程に基づき、秘密の保持を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。

### i) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

- 登録機関が、試験業務において取り扱う情報には、試験を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 秘密として扱っている情報が、試験業務規程に定める秘密情報の定義に合致しているか。
- ② 秘密情報を取り扱う者が、法及び試験業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- 法第41条の9第1項
- 機関則第92条第10号

#### ii) 秘密を保持するための措置について

- 登録機関が、試験業務において取り扱う情報には、試験を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、試験業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 試験業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の取得、利用及び管理等が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第92条第10号

### 第7節 帳簿

- ◎ 登録機関には、法に基づき、試験業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、試験を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、試験業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び試験業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

- 登録機関には、法に基づき、試験業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。



- ① 帳簿に法令で定める事項が書面として記載され、かつ、試験業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。
- ② 帳簿及び書類が法令及び試験業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- 法第41条の13
- 機関則第92条第12号及び機関則第96条

## ii) 帳簿及び書類の管理について

- 登録機関が、作成及び備え付ける一定期間保存する帳簿及び書類には、試験を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、試験業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 試験業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
  - ② 試験業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
  - ③ 試験業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的記録についての保管及び廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第92条第12号

## 第7章 登録資格講習機関関係

### 第1節 手続

- ◎ 登録資格講習機関（以下この章において「登録機関」という。）には、法及び機関則に基づき、資格講習業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。また、登録事項を変更しようとするとき又は講師を変更したときに、原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の34によって準用する法第40条、第41条第2項、第41条の2及び第41条の4から第41条の14までにおいて登録資格講習機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

#### i) 資格講習業務規程の変更認可の申請について

- 登録機関には、資格講習業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 資格講習業務規程について、認可を受けた資格講習業務規程の内容と相違がないか。  
(参照条文)
    - 法第41条の5第1項後段
    - 機関則第103条第2項

#### ii) 登録事項の変更について

- 登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項目における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う資格講習業務の内容並びに登録を受けた者が資格講習業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。  
(参照条文)
    - 法第41条第2項第2号から第5号まで及び法第41条の4

- 機関則第102条及び機関則第104条第2号

### iii) 講師の選任及び変更について

- 登録機関には、講師の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 資格講習を行う講師について、原子力規制委員会に届け出た講師と相違がないか。
- ② 講師の担当する資格講習の課目について、原子力規制委員会に届け出た課目と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の8第1項
- 機関則第104条第9号及び機関則第107条

## 第2節 登録の要件等

- ◎ 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。
- ◎ 本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していないこと及び法に定める講師の条件等の登録の要件に適合していることを確認するための検査項目を定める。

### i) 欠格条項について

- 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。
- 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 登録機関が法人である場合は、資格講習業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- 法第40条第3号
- 機関則第99条第1号ハ

## ii) 資格講習の種類に応じた課目について

- 登録機関は、資格講習の種類に応じて法に定める課目について資格講習を行うことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 規則別表第3の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表下欄に掲げる課目について、資格講習を行っているか。  
(参照条文)
    - 法第35条第8項及び法第41条の3第2第1号
    - 規則第31条の3及び規則別表第3

## iii) 講師の条件について

- 登録機関は、資格講習を行う講師について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 資格講習を行う講師は、法に定める条件及び資格講習業務規程に定める選任の基準を満たしているか。
  - ② 講師の条件が法第41条の3第2号口の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が資格講習業務規程に明記され、かつ、資格講習業務規程に定める当該基準を満たしているか。  
(参照条文)
    - 法第41条の8第3項及び法第41条の3第2第2号
    - 機関則第99条第5号、機関則第104条第9号及び機関則第107条第1項

## iv) 財務状況について

- 登録機関は、法に基づき債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務超過の状態になっていないか。  
(参照条文)
    - 法第41条の3第3号

- 機関則第99条第1号ニ又は同条第2号ハ

### 第3節 資格講習の実施に係る義務

- ◎ 登録機関には、法に基づき、資格講習を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、資格講習業務規程に、資格講習の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び資格講習業務規程に定める業務の実施方法に基づき資格講習業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 資格講習の実施方針に関すること

- 登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、資格講習業務規程に、資格講習の実施方針を定めることとしている。
- 登録機関が資格講習業務規程に定める資格講習の実施方針に基づき資格講習業務を公正かつ適正に行っているかについては、他の検査項目の検査結果を踏まえて、総合的に検査する。

#### ii) 講師等の職務等及び資格講習業務を行う組織に関すること

- 登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、資格講習業務規程に、講師等の職務等及び資格講習業務を行う組織を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 講師等の職務及び責任範囲並びに資格講習業務を行う組織が、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 機関則第104条第3号

#### iii) 資格講習の種類ごとの課目及び課目に応じた時間数について

- 登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施すべき資格講習の種類ごとの課目及び課目に応じた時間数を定めている。また、資格講習業務規程に、資格講習業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 資格講習の課目及び課目に応じた時間数は、法令及び資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 法第35条第8項及び第9項
- 規則第31条の3、規則第35条の8及び規則別表第3
- 機関則第104条第3号
- 講習の時間数等を定める告示(平成17年文部科学省告示第95号。以下「講習時間数告示」という。)第2条

iv) 資格講習に用いる教材について

- 登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、資格講習業務規程に、資格講習に用いる教材の作成及び定期的な見直しの方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習に用いる教材の作成及び定期的な見直しが行われているか。
- ② 資格講習に用いる教材が資格講習業務規程に定める資格講習の目的と相違がないこと並びに公正及び適正な内容であることについての検証が行われ、かつ、その検証の結果が資格講習の教材の作成及び見直しにフィードバックされているか。

(参照条文)

- 機関則第104条第3号

v) 資格講習結果報告書について

- 登録機関には、機関則に基づき、資格講習の結果を原子力規制委員会に報告することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 資格講習の種類別に、資格講習の結果が資格講習結果報告書に正確に記載されているか。

(参照条文)

- 機関則第101条第2項及び機関則第104条第3号

#### 第4節 資格講習業務規程

- ◎ 登録機関には、法に基づき、資格講習を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われることに加え、資格講習業務の信頼性が確保されるように、資格講習業務規程に、資格講習業務の信頼性を確保するための具体的な措置及び資格講習に関する料金等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び資格講習業務規程に基づき、資格講習業務を公正かつ適正に行っていること及び資格講習業務の信頼性を確保するための措置を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。
- ◎ なお、本節で定める検査項目からは、資格講習業務規程の記載事項のうち、資格講習業務の実施方法及び資格講習業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

##### i) 資格講習業務を行う時間及び休日について

- 登録機関における資格講習業務の実施状態を明らかにするため、資格講習業務規程に、資格講習業務を行う時間及び休日等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 資格講習業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）及び休日は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
  - ② 所定の業務時間帯以外又は休日に資格講習業務を行う場合は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

（参照条文）

- 機関則第104条第1号

##### ii) 資格講習業務を行う場所及び資格講習の実施場所について

- 登録機関における資格講習業務の実施状態を明らかにするため、資格講習業務規程に、資格講習業務を行う場所等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 資格講習業務を行う事業所の所在地及び資格講習の実施場所は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

（参照条文）

- 法第41条第2項第4号
- 機関則第104条第2号

iii) 資格講習業務の信頼性を確保するための措置について

- 登録機関における資格講習業務の信頼性を確保するため、資格講習業務規程に、継続的に資格講習業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 資格講習業務規程に定める資格講習業務の品質管理の基本方針に基づき、資格講習業務が行われているか。
  - ② 資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。
    - (1) 資格講習業務の改善を行う者の職務及び組織が、資格講習業務規程に定めるところとなっているか。
    - (2) 資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習業務の改善について記録されているか。
  - ③ 資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習業務上必要な知識の習得及び力量の維持向上がなされているか。
  - ④ 資格講習業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティがなされているか。

(参照条文)

- 機関則第104条第4号

iv) 資格講習の受講の申込みについて

- 登録機関が資格講習業務を公正かつ適正に実施するため、資格講習業務規程に、資格講習を受けようとする者による資格講習の申込みに関する具体的な手続を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 法令及び資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習を受けようとする者から放射線取扱主任者講習受講申込書及び添付書類の提出を受け、かつ、それらの内容を確認しているか。
  - ② 資格講習業務規程に定めるところにより、受講申込者への受講票の送付（再送付を含む。）を行っているか。



- ③ 受講申込者の定員は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 法第35条第9項
- 規則第35条の5第2項
- 機関則第104条第5号

v) 資格講習の受講手数料の額及びその収納方法について

- 登録機関における資格講習の公正性を確保するため、資格講習業務規程に、受講手数料の額及び具体的な支払い方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 受講手数料の額は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
- ② 受講手数料の額の設定根拠（算出根拠）について、資格講習業務規程に定めるところと相違がないか。
- ③ 公益法人にあつては、総務省勧告を踏まえて、受講手数料の額の妥当性の検証、設定根拠（算出根拠）の公開並びに資格講習業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類（支出明細書等）の公開等がなされているか。
- ④ 資格講習業務規程に定めるところにより、受講手数料の請求及び受領を行っているか。
- ⑤ 資格講習業務規程に定めるところにより、受講手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第104条第6号

vi) 資格講習に用いる施設及び機械、器具その他の設備について

- 登録機関が資格講習業務を公正かつ適正に実施するため、資格講習業務規程に、資格講習に用いる施設及び機械、器具その他の設備の内容並びにこれらの維持及び管理に関する具体的な事項を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
- ① 資格講習に用いる放射線施設は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。また、機関則第99条第4号の書類と相違がない

か。

- ② 資格講習に用いる機械、器具その他の設備（放射線測定器を含む。）の種類及び台数（個数）は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。また、機関則第99条第4号の書類と相違がないか。
- ③ 資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習に用いる施設及び機械、器具その他の設備（放射線測定器を含む。）を維持及び管理しているか。

（参照条文）

- 機関則第99条第4号及び機関則第104条第7号

#### vii) 資格講習の講習修了証の交付について

- 登録機関が資格講習の講習修了証の交付を公正かつ適正に実施するため、資格講習業務規程に、講習修了証の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 資格講習の修了については、資格講習業務規程に定めるとおりの要件となっているか。なお、この検査項目には、以下を含む。
  - (1) 資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習の履修状況の確認（実務に関する課目にあつては、実習レポートの提出確認及び評価を含む。）を行っているか。
  - (2) 修了試験（受験資格、試験の実施方法、試験問題の作成方法及び試験の合否判定の基準を含む。）は、資格講習業務規程に定めるとおりに行われているか。
- ② 所定の講習を受講しなかった者及び修了試験で不合格となった者に対して、資格講習業務規程に定めるとおりに対応しているか。
- ③ 講習修了証の交付の内容及びその方法が、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
- ④ 講習修了証の再交付の内容及びその方法（講習を修了した者であることの確認の方法及び再交付に係る手数料を含む。）が、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

（参照条文）

- 法第35条第9項
- 規則第35条の6、規則第35条の7第3項及び第4項並びに規則第35条の8
- 機関則第104条第8号

➤ 講習時間数告示第3条

viii) 講師の解任について

- 登録機関が資格講習業務を公正かつ適正に実施するため、資格講習業務規程に、講師の解任の基準等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 資格講習業務規程に定める解任の基準に基づき、講師を解任しているか。

(参照条文)

➤ 機関則第104条第9号

ix) その他資格講習業務の実施に関し必要な事項について

- 登録機関における資格講習業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第104条第1号から第12号までに掲げる資格講習業務規程の記載事項に加えて、記載すべきことがあれば、資格講習業務規程に、登録機関の実態に応じて事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 資格講習業務規程に定めるその他資格講習業務の実施に関し必要な事項について、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

➤ 機関則第104条第13号

## 第5節 財務諸表等

- ◎ 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び資格講習業務規程に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等請求への対応等を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。

i) 財務諸表等の備付けについて

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 法及び資格講習業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- 機関則第104条第12号

## ii) 財務諸表等の閲覧等について

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。
- ② 利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合には、資格講習業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び資格講習業務規程に定めるところ、閲覧等の請求に対応しているか。
- ③ 利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- 機関則第104条第12号及び機関則第106条

## 第6節 秘密保持義務等

- ◎ 登録機関が、資格講習業務において取り扱う情報には、資格講習を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、資格講習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこ

とを義務づけている。また、資格講習業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。

- ◎ 本節では、登録機関が法及び資格講習業務規程に基づき、秘密の保持を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。

i) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

- 登録機関が、資格講習業務において取り扱う情報には、資格講習を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、資格講習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 秘密として扱っている情報が、資格講習業務規程に定める秘密情報の定義に合致しているか。
- ② 秘密情報を取り扱う者が、法及び資格講習業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- 法第41条の9第1項
- 機関則第104条第10号

ii) 秘密を保持するための措置について

- 登録機関が、資格講習業務において取り扱う情報には、資格講習を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、資格講習業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 資格講習業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の取得、利用及び管理等が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第104条第10号

## 第7節 帳簿

- ◎ 登録機関には、法に基づき、資格講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。また、登録機関が作成し保

存する帳簿及び書類には、資格講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、資格講習業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

- ◎ 本節では、登録機関が法令及び資格講習業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

#### i) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

- 登録機関には、法に基づき、資格講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 帳簿に法令で定める事項が書面として記載され、かつ、資格講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。
- ② 帳簿及び書類が法令及び資格講習業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- 法第41条の13
- 機関則第104条第11号及び機関則第108条

#### ii) 帳簿及び書類の管理について

- 登録機関が、作成及び備え付ける一定期間保存する帳簿及び書類には、資格講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、資格講習業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 資格講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管及び廃棄等の管理が行われているか。
- ② 資格講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管及び廃棄等の管理が行われているか。
- ③ 資格講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的記録についての保管及び廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第104条第11号

## 第8章 登録定期講習機関関係

### 第1節 手続

- ◎ 登録定期講習機関（以下この章において「登録機関」という。）には、法及び機関則に基づき、定期講習業務規程を変更しようとするとき又は登録事項を変更しようとするときに、原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法においては、法第41条の40によって準用する法第40条、第41条第2項、第41条の2、第41条の4、第41条の7及び第41条の10から第41条の13まで並びに第41条の14第2項及び第3項において登録定期講習機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

#### i) 定期講習業務規程の変更届出について

- 登録機関には、定期講習業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 定期講習業務規程について、届け出た定期講習業務規程の内容と相違がないか。  
(参照条文)
    - 法第41条の38第1項後段
    - 機関則第115条第2項

#### ii) 登録事項の変更について

- 登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。
- 本項目における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う定期講習業務の内容並びに登録を受けた者が定期講習業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条第2項第2号から第5号まで及び法第41条の4
- 機関則第114条及び機関則第116条第2号

## 第2節 登録の要件等

- ◎ 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。
- ◎ 本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していないこと及び法に定める講師の条件等の登録の要件に適合していることを確認するための検査項目を定める。

### i) 欠格条項について

- 登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。
- 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項における検査項目は、以下のとおりである。
- ① 登録機関が法人である場合は、定期講習業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- 法第40条第3号
- 機関則第111条第1号ハ

### ii) 定期講習の種類に応じた課目について

- 登録機関は、定期講習の種類に応じて法に定める課目について定期講習を行うことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
- ① 規則別表第4の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表下欄に掲げる課目について、定期講習を行っているか。

(参照条文)

- 法第36条の2第2項及び法第41条の36第1号



- 規則第32条第4項及び規則別表第4

### iii) 講師の条件について

- 登録機関は、定期講習を行う講師について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期講習を行う講師は、法に定める条件及び定期講習業務規程に定める選任の基準を満たしているか。
- ② 講師の条件が法第41条の36第2号口の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が定期講習業務規程に明記され、かつ、定期講習業務規程に定める当該基準を満たしているか。

(参照条文)

- 法第41条の36第2号
- 機関則第111条第4号及び機関則第116条第9号

### iv) 財務状況について

- 登録機関は、法に基づき、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 直近の財務諸表等に基づき財務状況を確認し、登録機関が、債務超過の状態になっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の36第3号
- 機関則第111条第1号ニ又は同条第2号ハ

## 第3節 定期講習の実施に係る義務

- ◎ 登録機関には、法に基づき、定期講習を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、定期講習業務規程に、定期講習の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び定期講習業務規程に定める業務の実施方法

に基づき定期講習業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

**i) 定期講習の実施方針に関すること**

- 登録機関において定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、定期講習業務規程に、定期講習の実施方針を定めることとしている。
- 登録機関が定期講習業務規程に定める定期講習の実施方針に基づき定期講習業務を公正かつ適正に行っているかについては、他の検査項目の検査結果を踏まえて、総合的に検査する。

**ii) 講師等の職務等及び定期講習業務を行う組織に関すること**

- 登録機関において定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、定期講習業務規程に、講師等の職務等及び定期講習業務を行う組織を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 講師等の職務及び責任範囲並びに定期講習業務を行う組織が、定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 機関則第116条第3号

**iii) 定期講習の実施回数について**

- 登録機関において定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施すべき定期講習の回数を定めている。また、定期講習業務規程に、定期講習業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期講習の実施回数は、法令及び定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 法第36条の2第3項
- 規則第32条第3項
- 機関則第116条第3号

**iv) 定期講習の種類ごとの課目及び課目に応じた時間数について**

- 登録機関において定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に

登録機関が実施すべき定期講習の種類ごとの課目及び課目に応じた時間数を定めている。また、定期講習業務規程に、定期講習業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 定期講習の課目及び課目に応じた時間数は、法令及び定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。  
(参照条文)
    - 法第36条の2第2項及び第3項
    - 規則第32条第4項及び第5項並びに規則別表第4
    - 機関則第116条第3号
    - 講習時間数告示第4条

#### v) 定期講習結果報告書について

- 登録機関には、機関則に基づき、定期講習の結果を原子力規制委員会に報告することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 定期講習の結果が、定期講習結果報告書に正確に記載されているか。  
(参照条文)
    - 機関則第113条第2項及び機関則第116条第3号

#### 第4節 定期講習業務規程

- ◎ 登録機関には、法に基づき、定期講習を公正に行うことを義務づけている。また、登録機関において定期講習業務が公正かつ適正に行われることに加え、定期講習業務の信頼性が確保されるように、定期講習業務規程に、定期講習業務の信頼性を確保するための具体的な措置及び定期講習に関する料金等を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び定期講習業務規程に基づき、定期講習業務を公正かつ適正に行っていること及び定期講習業務の信頼性を確保するための措置を確実にしていることを確認するための検査項目を定める。
- ◎ なお、本節で定める検査項目からは、定期講習業務規程の記載事項のうち、定期講習業務の実施方法及び財務諸表等のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

i) 定期講習業務を行う時間及び休日について

- 登録機関における定期講習業務の実施状態を明らかにするため、定期講習業務規程に、定期講習業務を行う時間及び休日等を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 定期講習業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）及び休日は、定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
    - ② 所定の業務時間帯以外又は休日に定期講習業務を行う場合は、定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
- （参照条文）
- 機関則第116条第1号

ii) 定期講習業務を行う場所及び定期講習の実施場所について

- 登録機関における定期講習業務の実施状態を明らかにするため、定期講習業務規程に、定期講習業務を行う場所等を定めることとしている。
  - 本項における検査項目は、以下のとおりである。
    - ① 定期講習業務を行う事業所の所在地及び定期講習の実施場所は、定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
- （参照条文）
- 法第41条第2項第4号
  - 機関則第116条第2号

iii) 定期講習業務の信頼性を確保するための措置について

- 登録機関における定期講習業務の信頼性を確保するため、定期講習業務規程に、継続的に定期講習業務の品質を維持し、改善するための体制及び方法等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 定期講習業務規程に定める定期講習業務の品質管理の基本方針に基づき、定期講習業務が行われているか。
  - ② 定期講習業務規程に定めるところにより、定期講習業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 定期講習業務の改善を行う者の職務及び組織が、定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
- (2) 定期講習業務規程に定めるところにより、定期講習業務の改善について記録されているか。
- ③ 定期講習業務規程に定めるところにより、定期講習業務上必要な知識の習得及び力量の維持向上がなされているか。
- ④ 定期講習業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティがなされているか。

(参照条文)

- 機関則第116条第4号

#### iv) 定期講習の受講の申込みについて

- 登録機関が定期講習業務を公正かつ適正に実施するため、定期講習業務規程に、定期講習を受けようとする者による定期講習の申込みに関する具体的な手続を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期講習業務規程に定めるところにより、定期講習を受けようとする者から定期講習の受講に係る申込書及び添付書類の提出を受け、かつ、それらの内容を確認しているか。
- ② 定期講習業務規程に定めるところにより、受講申込者への受講票の送付（再送付を含む。）を行っているか。
- ③ 受講申込者の定員は、定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 機関則第116条第5号

#### v) 定期講習の受講手数料の額及びその収納方法について

- 登録機関における定期講習の公正性を確保するため、定期講習業務規程に、受講手数料の額及び具体的な支払い方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 受講手数料の額は、定期講習業務規程に定めるところと相違がないか。
- ② 受講手数料の額の設定根拠（算出根拠）について、定期講習業務規程に定めるところと相違がないか。

- ③ 公益法人にあつては、総務省勧告を踏まえて、受講手数料の額の妥当性の検証、設定根拠（算出根拠）の公開並びに定期講習業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類（支出明細書等）の公開等がなされているか。
- ④ 定期講習業務規程に定めるところにより、受講手数料の請求及び受領を行っているか。
- ⑤ 定期講習業務規程に定めるところにより、受講手数料の返還が行われているか。

（参照条文）

- 機関則第116条第6号

#### vi) 定期講習に用いる教材について

- 登録機関が定期講習に用いる教材の作成等を公正かつ適正に実施するため、定期講習業務規程に、継続的に教材を見直す体制及び方法等を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期講習業務規程に定めるところにより、定期講習に用いる教材を作成しているか。
- ② 定期講習業務規程に定めるところにより、定期講習に用いる教材が定期的に見直されているか。なお、この検査項目には、以下を含む。
  - (1) 定期講習に用いる教材が法に定める定期講習の目的と相違がないこと並びに公正及び適正な内容であることについての検証が行われ、かつ、その検証の結果が定期講習の教材の作成及び見直しにフィードバックされているか。
  - (2) 教材の見直しを行う者の職務及び組織が、定期講習業務規程に定めるところとなっているか。
  - (3) 定期講習業務規程に定めるところにより、教材の見直しについて記録されているか。

（参照条文）

- 機関則第116条第7号

#### vii) 定期講習の修了証の交付について

- 登録機関が定期講習の修了証の交付を公正かつ適正に実施するため、定期講習業務規程に、修了証の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。

○ 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期講習の修了については、定期講習業務規程に定めるとおりの要件となっているか。
- ② 修了証の交付の内容及びその方法が、定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
- ③ 修了証の再交付の内容及びその方法（講習を修了した者であることの確認の方法及び再交付に係る手数料を含む。）が、定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

（参照条文）

➤ 機関則第116条第8号

#### viii) 講師の選任及び解任について

- 登録機関が定期講習業務を公正かつ適正に実施するため、定期講習業務規程に、講師の選任及び解任の手順及び基準に関する具体的な事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期講習業務規程に定める手順及び基準により、講師の選任及び解任を行っているか。

（参照条文）

➤ 機関則第116条第9号

#### ix) その他定期講習業務の実施に関し必要な事項について

- 登録機関における定期講習業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第116条第1号から第11号までに掲げる定期講習業務規程の記載事項に加えて、記載すべきことがあれば、定期講習業務規程に、登録機関の実態に応じて事項を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期講習業務規程に定めるその他定期講習業務の実施に関し必要な事項について、定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

（参照条文）

➤ 機関則第116条第12号

## 第5節 財務諸表等

- ◎ 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として  
ることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するた  
めに、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求  
への対応等を義務づけている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び定期講習業務規程に基づき、財務諸表等の  
備付け及び閲覧等請求への対応等を確実にしていることを確認するた  
めの検査項目を定める。

### i) 財務諸表等の備付けについて

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として  
いることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明す  
るために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務づけてい  
る。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 法及び定期講習業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成  
され、5年度分、事務所に備え置かれているか。  
(参照条文)
    - 法第41条の7第1項
    - 機関則第116条第11号

### ii) 財務諸表等の閲覧等について

- 法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として  
いることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明す  
るために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを  
義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可  
能となっているか。
  - ② 利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合に  
は、定期講習業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び定期  
講習業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。



- ③ 利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- 機関則第116条第11号及び機関則第118条

## 第6節 帳簿

- ◎ 登録機関には、法に基づき、定期講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、定期講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、定期講習業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- ◎ 本節では、登録機関が法令及び定期講習業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

### i) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

- 登録機関には、法に基づき、定期講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務づけている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。
  - ① 帳簿に法令で定める事項が書面として記載され、かつ、定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。
  - ② 帳簿及び書類が法令及び定期講習業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- 法第41条の13
- 機関則第116条第10号及び機関則第119条

### ii) 帳簿及び書類の管理について

- 登録機関が、作成及び備え付ける一定期間保存する帳簿及び書類には、定期講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、定期講習業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。
- 本項における検査項目は、以下のとおりである。

- ① 定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
- ② 定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管並びに廃棄等の管理が行われているか。
- ③ 定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的記録についての保管及び廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

- 機関則第116条第10号